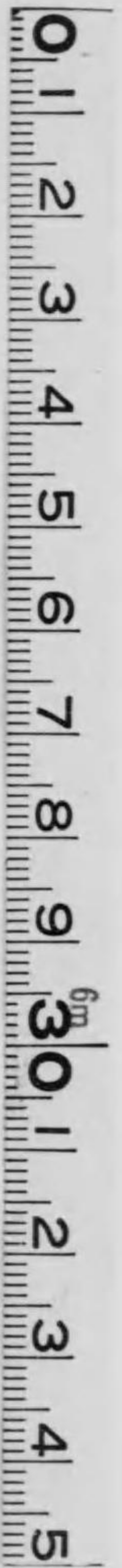


坐石神法考 全

11
571



始



生石神社考

卷

11-571



生石神社考

全



目次

| | |
|---------------|----|
| 一、緒言 | 一 |
| 二、緣由 | 二 |
| 三、石寶殿 | 三 |
| 四、神社の造營 | 一七 |
| 五、緣由社、分靈、及關係地 | 二三 |
| 六、祭禮 | 三三 |
| 七、社領 | 三七 |
| 八、行啓並に諸侯名士の參拜 | 四一 |
| 九、神官氏子及信仰者 | 四五 |
| 十、結論 | 四八 |
| 附錄 | |
| 神社由緒考証 | 一 |
| 以上 | |

生石神社考

伊藤萬治郎謹撰

緒言

大日本帝國は神國なり、敬神崇祖は我國民の通有精神なり、建國以來數千年以て我國民性を陶冶養成し來り。故に萬世一系の皇室を奉戴し、世界無比の國體を保有せる我國民は、常に其建國の基礎たる神祇を崇敬し、祀典を重んぜざるべからず。然るに近時社會の思潮は日に利己に傾き、險惡に陥り、古來本邦の美とし誇りとせし醇樸敦厚の俗は、漸く衰へ敬神崇祖の風も亦將に地を拂はんとす、豈寒心の至ならずや。予感ずる所あり今茲に、我産土神を祭れる生石神社の來歴を著し世に公にす。涉獵搜訪未盡さざるものあるは、素より期する所なり。若し幸に此未熟蕪雜の一篇が、郷土の風教振



作に些少貢献し尙延いては、大に敬神崇祖の國風を鼓吹し以て健全着實の思想を養ひ、醇樸敦厚の良俗を興すの資となり、時弊を救済し我國民の精神を發揮するに足るものあらば本懐の至りなり。

二 緣 由

我兵庫縣印南郡平津莊の産土神として、阿彌陀村生石(明治廿二年町制ニ依リ生石村ハ阿彌陀村ノ行政區ニ屬ス)に鎮座まします、郷社生石神社の緣由に關しては、本邦正史に、何等徵証すべき所これ無しと雖も、其遠く神代に發せるは、明かなる事實なりといふべし。今生石神社所藏の「播磨國靜窟略社記」に載する所に據れば、抑播磨州、印南郡平津莊、生石子靜窟、(俗號石寶殿)蓋聞、大日貴神少彦名神、太古天孫瓊々杵尊、未降臨于葦原中國、此二神戮力一心、以經營天下、諸神服于其武功、中國寢治平也、然及天孫之降臨也、大日貴神隱于出雲國、少彦名神去于淡島、是讓其功也、爾後二神相共、游覽於天下、來于此處、少住焉、名其地曰靜窟矣。

とあり。思ふにこれ大日貴、少彦名二神國土經營の際此地に來臨せられしを指せるものなるべし。尙同記に、

又有當山麓南面之石上疊、稱高座石者、是則二神、始所天降之處也、此石上、鳥獸之類不能居也、山下東有小流、曰御手洗川矣。

と見わたるは、これ二神來臨の地を示せるなるべし。以上の事實は現に此地方に於て、古老の口碑傳説にも遺りて傳唱せらるゝ所なり。然れば此の緣由よりして後世郷民二神の偉績を崇敬し、相謀りて其來臨の地に社祠を造營し以て祭神と齋き奉りて遂に平津莊の産土神となせるもの、如し。

三 石 寶 殿

古來陸前鹽竈神社の鹽竈、日向霧島山の天逆鉾と共に日本三奇と稱せられ、又我播磨四箇所名勝として曾根の松、尾上の古鐘、高砂の古松と併稱せられて世に聞ゆ、貴賤老幼の別なく常に參拜する者絶ゆる折なき石寶殿は、本邦名勝中奇なる處多きが中にも人工的奇物としては、最吾人の研究を要するものたり。而して此石寶殿は、我生石神社の神殿ともいふべく、又其神體ともいふべし。然らば此人工的の最大奇物たる石寶殿は、抑如何なるものなるか、予は今下に之を論述せん。

石寶殿の來由につきては、在來郷土地誌に載する所、皆これを神作とし以て不可思議神秘の傳説を

以てせり。「生石神社記」に曰く、

往昔大穴牟遲命、少毘古那命天津神の勅を受けて、國造堅め玉ひし時、此處に假宮を造りてしばし座しまし、神共に議り給ひて、一夜の内に石御殿を造り、其石屑を一里北なる高御位山に捨させ給ひぬ。然るに未だ造營竟へ給はざるに、天佐久賣來りて二神に、今此山の麓に軍を起さむと謀れる阿賀神といふ神ありと奏せり。二神此言を聞食して麓の里に出座して神等を集へ給ふ、其處を神語といふ、今の神爪村是也。夫より彼の阿賀神を平げて天下を造り竟へ給ひぬ。此二神は人は更なり、牛馬の病をも療し、諸の災を攘はんために禁厭の法を定め給ひきとぞ。

とあり。又「播磨國靜窟略社記」には、

傳曰、當時二神造之、石室(所謂石寶殿也)方二丈六尺多許、棟梁柱礎、宛乎成宮室之狀、而未遂功、故其形質未全、棟在、西、礎在、東矣、俗云此二神一夜間造焉、未竣事、天既明乃棄置之也、所彫磬石屑者、投去之、今所謂高御位山也、往昔二神始降臨、故爲山名、巔有奇石、俗曰餓鬼首(去當社北方三拾町許、所投送石磬在干山腹、而其形如魚、首下尾上也、俗昔是曰餓鬼砂)仍塚内曾無殘殊也、蓋奇哉、此山山腹在西而懷東、尤以東、可便次之處、石殿棟者、向西傾聳、而莫顛倒、是何所以乎、寔知非人事之工功矣、今所拜石面則礎處、而直立則西面也、石室

下邊有_二小池、去_一室可_一尺、縈廻、而大雨不_レ溢、旱魃亦不_レ乾、又上頭生_二松三四株、翠色可_レ愛、此石室離_二基石一如_一浮也乎、於戲昨日者、平石之面、而翌朝者、爲_二奇巖之勢_一焉、彼傳_二奇稱於土俗_一、此殆告託_二於風聞_一也、因准_二奇巖之名_一、永得_二生石子之號_一、山下有_二人家_一、乃號_二生石子村_一、と見ゆ。「播磨鑑」(平野庸脩撰、寶曆十二年成)、所載の「石寶殿略縁起」には、

抑々播州印南郡生石子社石寶殿の由來を尋ぬるに、神代の昔大已貴命天の岩船に乗り此山に止まり、高御位大明神と號し、一神は少彥名命生石子大明神と號す。二神御意を合せ、五十餘丈の岩を切抜き、石屑は一里北なる高御位山に投おくり、一夜の間に二丈六尺の石の御殿をつくり、二神鎮座在せり。實に石は萬代堅固の姿を示し給ひ、神心の實を以て萬民應護のかんしるし明か也。

と記せり。此等の諸説何れも同意にして、聊疑惑を抱かしむるものあり。予は、以上の諸説何れも後世の事實を混淆し、更に口碑傳説を加へたるものと考ふるなり。而も此の傾向は已に南北朝時代に存せるを見る、其古き事想ふべし。貞和年間に成れる「峰相記」に、

生石子高御倉ハ、陰陽二神トノ夫婦ト顯レ玉フ。天人降テ石ニテ社ヲ造ラント擬スル處ニ夜明ケル間押シヲコスニ不_レ及返リ上リ畢ル。今ニ有テ社大ナル事ハ更ニ凡夫ノ所爲ニ非ス。

と記せる以て証とすべし。降りて徳川時代に至りては、愈益此説踏襲せられたり。「本朝諸社一覽」(坂

内直頼撰、延寶頃成、に、

靜窟 姫路ト鹿間山中ニ有リ。

稱生石子大明神 祭神二座大已貴命少彥名命也。

神殿石也。故ニ號石寶殿、是天女ノ造處也。御戸ノ口ハ地ニ成、口ノ開ベキ所棟有リ、實ニ神變ニアラズシテ如何成ン哉縱數萬人トイフモ動シ難キ者也。神作ノ時ノ斫碎トテ傍ノ山ニ碎石充滿セリ。と見レ。〔神社啓蒙〕(白井宗因撰、寛文十年刊、)には、

靜窟 在播磨國鹿與姫路間山中也里人稱生石子是也大已貴命少彥名命峰相記曰生石子高御倉者陰陽二神如夫婦而顯坐時天女降擬逸社既及黎明也不暇起立遂上天去耳即今石寶殿是也生石真人歌所謂志都石室者蓋謂此也按陰陽二神如夫婦者謂大已貴命少彥名歟夫古來相傳有此義即生石村主之歌云々々

と記し。〔播磨事始經歷考〕(後藤基邑撰、寶曆四年成)には、

石の寶殿は何の爲に造れるといふ事知れかたし。是誠に當國の奇物なり、神作といふ里諺もまた可ならんか」

と述べたるを以ても其一班を察すべきなり。只〔播磨名所巡覽圖會〕(村上石田撰、享和三年刊、)には

次の如く記し、聊異説を述べあり。曰く、

石寶殿靜岩屋と稱すは、石殿を以て神體とす。大き二丈三尺、四方高さ二丈六尺すべて社壇の形に作りたるを横に倒したるなり。故に屋根は土臺とも横に見へて拜する人は寶殿の底に面す。一石を以て作りなしたるなり。此は近國の名物龍山石を産する山にして、寶殿も一箇五十餘丈の石山の中を切抜きたる所にて造り其所に倒し捨たるさまなり。上になりたる所には、自土積りて松を生ず、四周に水の溜りたるは之れ掘て窪ければなり。

一或曰石室の制作におひては異なることなし、今にも工備をだに重ねたらんには、しか作ることも安かるべし。唯横に倒したるのみは奇也、その義考ふるに由なし。

一筑後國上妻郡人形が原といふ所は、石の人形あるが故に後世其名ありといふ。其石人の傍に石殿三間のものありて、此靜が窟に似たり。又神爪上妻の名も相似たり。

一又一説に生石の名は、此所の石山に就ての義なるべし。故に此宮は其石の神を祀るの心か、尤も生石は古への地名なるが故萬葉の生石村主といふは此處の人なるべし。

一又靜が窟とよみたるは、此山の奥に奇なる石室あり、若しや、億計天皇の御一名を生石尊とも申せば、此邊りにもかくれましませし事もありけるにや。

一又紀州三穂の石室の歌に就て伊勢宇治人考に、石見國人云其國邑智郡岩屋村に大なる石室あり、古老相傳へて大已貴少彥名の二神の住み給へる所にて、即ち靜が石室と申す古名也といへり。是濱田より二十里計邊鄙なり。何れが是なるぞ尙考ふべし。

以上諸書の所載皆何れも其奇なるをいへるは一なり。然るに近時滑川友市氏は「皇典講究雜誌」第四十八號(大正元年八月刊)に「石寶殿の研究」と題して論述せる中に、

研究すべき寶殿の緣起

この寶殿は、今生石神社の神殿(又神體と云ふてもよからう)とも云ふべきものになつて居る。神社の緣起には、「昔大穴牟遲神、少名毘古那神天津日神の勳を受け給ひて、國造營座し時に此所にかり宮を造り、しばし座々し、共に議り給ひて石寶殿を造り、其石屑を一里北なる高御座位山に捨させ給ひぬ。然るに未だ造營竟給はざる折しも、天佐久賣出來て二神に告げて、今此山の麓に軍起さむと謀れる阿賀神と云神ありと奏せり。二神此言を聞食て麓の里に出座て神等を集へ給ひ、阿賀神を平げ終て、天下を造營竟給ひぬ」とあつて、萬葉集第三にある生石村主の、

大汝少彥名乃將座志都乃石室者幾代將經

の歌は、此所であると云ふて居る。然しこの萬葉集の歌は、石見國靜の窟であつて、此所でない事は

既に學者に定説がある。生石神社の緣起は、多分この萬葉集の歌によつたものであらう。大汝少彥名の御殿に造られた石寶殿は、この様な形のものでなく、靜の窟の様に立派な横穴でなければならぬ。萬葉集の靜窟が播磨の寶殿でないのは勿論又神社の緣起に見ゆる如く、大穴牟遲少名毘古那二神の造作といふことも勿論信用出来ない]

と論破せられたり。予は、此滑川氏の所論の如く、萬葉集の靜窟の歌は播磨の寶殿に非らずとなすは、聊疑なきにあらずと雖も、他の部分の論斷は同感なり。而して萬葉集の靜窟については、播磨史談會長矢内正夫氏が「増訂印南郡誌」(大正五年十一月刊)に於て論述せられたるものあり。曰く、

萬葉集の靜窟の歌は、播磨の寶殿に非らずと、此説(滑川氏の文を指す)に見ゆれば、辭説なる可し。風土記生石大夫、上大夫、上野大夫の名並に大石の號、國內神名帳生石子大神の號、姓氏錄及坂上系譜大石村主の名に按ずれば、真人は播磨國人にして、其歌は石寶殿を詠みたる者たる事は、毫も疑を容るべき餘地なし。本居豐顯大人も此宮の石柱に真人の古歌を題書せられある位なれば、今の國學者にて相疑ふ者は一人も無かるべし。偶々大人の曾祖宣長翁が百五十年前に、石見國なりと見られしは、單に他の古歌に考へて播磨國に此村、此窟、此氏人あるが知れざりし謂は、寡聞の結果なりと見る可し。

とあるは實に吾意を得たり。然らば此石寶殿は、抑如何なるものなるか。在來の地誌類に見ゆる如く單に神作として之を看過すべきものなるか、將また其制作の來由は遂に窺知する能はざるか、予は今下に其如何なるものなるかを論定せん。

石寶殿に關する記事の見わたる最古は「播磨風土記」(和銅年間成)に在るものとす。曰く、

大國里。^{土中}所^中以^中號^中大國^中者。百姓之家多居^中此故曰^中大國^中。此里有^中山。名^中曰^中伊保山。所^中以^中號^中伊保^中者。帶^中中日子命乎坐^中於神^中。而息長帶日女命率^中石作連^中(大)來^中。而求^中讚伎國羽若石^中也。自^中彼度^中賜^中未^中定^中御廬^中之時。大來見顯。(故)曰^中美保山^中。山西有^中原。名曰^中池之原^中。原中有^中池。故曰^中池之原^中。原南有^中作石^中。形如^中屋長二丈。廣一丈五尺。高亦如^中之。名號曰^中大石^中。(一)傳云聖德王御世。弓削大連所^中造^中之石也。

と此風土記の文は、如何なる意なるか。今最近史家の唱ふる所を述べて其意を明かにせん。矢内正夫氏は曰く

石寶殿

印南郡生石村に在り、大名持命少彥名命を祭る。國內神名帳大社高御位大神生石子大神と見たり。風土記に據れば、

印南郡池之原南、有^中作石^中、形如^中屋、長二丈、廣一丈五尺、高亦如^中之、名號曰^中大石^中、傳云、聖德王御世、弓削大連所^中造^中之石也。

と見ゆ。此弓削大連物部守屋は、天火明命の裔にして、後には聖德太子に滅され、其一族は四散し其田莊一萬町は悉く四天王寺に納まりし由なるが、稱徳御世景雲年中播磨國飾磨郡に四天王寺の水田二百五十町ありしこと清和御世貞觀年中其裔飾磨郡人陰陽師弓削是雄と言へるが有りて後には外從五位下陰陽權頭播磨權少目に進みしこと等あるに考ふれば、守屋の田莊は播磨に多かりて是雄は事變の時田莊の縁にて此國に逃れし一統の後裔なるべし。守屋は國神大名持命の後裔なれば神敵を排除するは理にて石寶殿は、國神鎮護の爲に作りしなるべし。されば聖德太子が程近き賀古郡に精舎を營み給ひしも其故ありぬべく、刀田山縁起に太子が守屋を亡さむ祈願を籠め給ひし由見わたるは實に穿てりと覺ゆ。此石寶殿が功を竣へずして棄てあるを察すれば、恐くは太子の爲に亡されしに由らむ。其附近を神爪といへるは神鎮にして國神鎮護の意に出づ。萬葉集卷五好去好來歌神豆麻利を略解に眞測は神集也、室云神鎮也、云々と説きたるを按ふべし。然るに寶殿の縁起には、

大名持命少彥名命の所造にして、其石屑は悉く北手一里の高御位山に捨てらる。將に功を竣へむと

する時、阿賀神叛亂を企てれば、諸神を麓の神詰村に集めて謀議し給ふ、故に神詰村といふ。今の神爪村是也。後世崇神御世十三年正月御社を奉造し孝徳御世白雉五年勅して神田一千石を賜はりしが、戦國の時其領を失ひぬ。

とあり。當時は佛法最盛の際なれば、風土記にも守屋の所造たるを明言せずして爲に種々の異説を生じたるならむ。高御位大神生石子大神は後世他より遷し祀りしなるべし

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

此は萬葉集生石村主真人の歌也。孝謙紀天平勝寶二年正月十六日乙巳正六位上大石村主真人に外従五位下を授けたる記事を載せたり。此年は守屋滅亡後百六十五年風土記遷進後四十年を経たり按ふに守屋は此國開拓の神大汝命少彦名命を鎮祭せむと欲してこの石を作りしなるべし。(稿本播磨編年史)

と風土記所載の末文傳説に據て其成立を説けり。然るに滑川友市氏は、別に一異説を唱へたり。其説前掲「皇典講究雜誌」第四十八號所載の「石寶殿の研究」中に見ゆ。曰く、

風土記の大石

播磨風土記印南郡大國里の條に「池之原原南有石形如屋、長二丈廣一丈五尺高亦如之、名號

曰大石、傳云、聖徳王御世、弓削大連所造之石也」とある、この風土記に見ゆる大石は、今云ふ石寶殿なる事分明で村を生石村と云ひ、社を又生石神社と云ふも即ち大石の義である。現今調べた寸尺は四方二丈一尺棟へ二丈六尺で風土記記文と大同小異である。

聖徳王の御世佛教が盛んに行はれ攝津天王寺又播州には鶴林寺班鳩寺等の大伽藍が建築されたので、その反對に弓削連が此處に一大神殿を造つたものであらうといふ一説がある。風土記の記文から云ふと、甚適合した説である。弓削連は姓氏録弓削宿禰神饒速日命の後と見え、天孫本紀十四世孫(尾與連子)物部守屋大連公亦曰弓削大連とあるに因つて守屋であることが推定される。此説は甚信すべきであるが、それ程佛教と戦ふて人民に敬神の心を養成しようとするならば、石寶殿等作るのには、兒戯に類する事で、今少し宏大な神社を諸國に經營して盛んに佛教と對戦しなければならぬが、然も工未成にして打捨て、置く等の事は、守屋が對佛教の策としてあまり微々たるやり方である。予は決して此説を信することが出来ぬ。

寶殿は寶殿の未成品也。

坪井博士は早くも石寶殿を見て、家屋模造石棺の一種とし、八木考古學者は又壽藏の類ならんといひて居る。これ最も予の意に近いものである。

今石寶殿の南に伊保莊と云ふ村がある。伊保山と云ふ山がある。昔は石寶殿附近一帯伊保山と稱したので播磨風土記に、「大國里、此里有山、名曰伊保山、所以號者、帶中日子命乎生於神、而息長帶日女命率石作連來而求讚伎國羽若石也、自彼度賜來定御廬之時大來見顯曰美保山」

又大日本史國郡志にも「伊保山、仲哀天皇を此處に殯す。伊保廬和訓通」と見て居る。神功皇后仲哀天皇の殯を收めて歸朝の時、赤石に麿坂忍熊二王要して反亂すると聞かされ給ひ、即ち此處に殯宮を御作りになつて、一時此處に殯して戦はれた。何分忍熊王は難波建振熊等を將軍として居るので戰何時濟むとも分らぬので、假に伊保山に殯し奉つり此處に本殯殿を作り奉るべく工を急ぐ程に思ふたよりも戰早く平定したので工半ばにして不用になつた。即ちこれが寶殿である。

試に生石神社の縁起大已貴少彦名を息長帶日賣命大石作連としかり宮を殯宮とし、惡神を麿坂忍熊皇子とすれば願ふる當を得た縁起となる。

此邊山一帯は岩山であるから今も石工が住んで居る如く、昔も又石作連の住地で、石寶殿附近石棺等が多く山上にあるから見るも分明である。況して寶殿の工作は、石作連が諸國に造れる石棺の細工と同じである。殯殿に就ての考証は事長くなるから今はこれで筆を擱き以て諸賢の高評を竣

つものである。

と論述せり。氏の所見實に至當といふべし。滑川氏の此論定につきて矢内氏は左の意見を附せり。曰く、

風土記に神后が伊保山に御廬を作らんとして石作連大來をして讚岐國羽若石を求めしめ神后未だ其場所を定め給はざる時大來參り着きて適地を見顯はしたりと。されども正史に據れば、此時天皇は筑紫樞日宮にて崩し武内宿禰后命を奉じて無火殯殿を穴門豊浦宮に營みしこと明かなれば、伊保山の事頗る疑はし。麿坂王は皇位を繼がむとして、忍熊王と共に既に明石に御陵を營み給ひしこと史に明なれば、此陵廬作り給へるも決く二王なるべし。それを土人は二王の遺業たるを忌みて神后とし傳へ、風土記亦口碑を直書したるにてあらんか、而して御廬は今の伊保山上の磐船なるべし。若し寶殿を家屋形石棺の一種なりとすれば、亦明石御陵に用ゐる爲めに二王の作り給へるものならん乎。(増訂印南郡誌)

と予は、滑川氏の如く生石神社の縁起にある。大已貴少彦名を息長帶日賣命石作連とし、假宮を殯宮とし、惡神を麿坂忍熊皇子とするの果して其眞を得たるものなりや。又矢内氏の如く正史に見ねたる麿坂忍熊二王が明石に築かれたる御陵に用ふる爲に作り給へるものなりやは之を斷言する能はずと

雖も已に「播磨風土記」に神功皇后が仲哀天皇の御殯宮を營み給へる旨記しある上に滑川、矢内二氏も其所論に少異はあれど仲哀天皇の殯宮となせるは一なり。然れば石寶殿の殯宮として營み給ひしは事實なりといふべし。

茲に附記して述べ置くべき事あり。其は「播磨名所巡覽圖會」に見わたる「天磐船」についてなり。同書に曰く、

石寶殿の後伊保山の頂にあり、長さ九尺、横四尺厚さ一尺四五寸一石にて蒲鉾形に作り、二方に四個の把手あり、淺く中を彫りたり、よき細工也。古代の石棺の蓋なるべし。里俗石船といへり。

と又「播磨國靜窟略社記」にも、

又坤山、山絶頂、有石半入土中、其形如船、故名磐船、夫二神降臨之船也。

と見む「生石社略記」にも、

又山頂坤有石、半入土中、其形如船、故名磐船、昔大己貴神少彦名神乘來給云、又山麓南面之石上疊有、曰高座石、此則二神始而所天降也、此石上鳥獸不能居也。

とあり。「播磨州輿地通志」神廟部にも、

又山頂坤有石々身半入土中、其形船屋又山下南石如、席山下有河曰御手洗川、皆二神天降之趾

也、孝德帝白雉年間寄附田戸千數云。

と記せり。「播磨國靜窟略社記」以下三書は大己貴少彦名二神に關係して、之を説けるも此は播磨名所巡覽圖會にいへる如く古代石棺の一部なり、現に今尚石寶殿の西南伊保山の山頂に存す。然らば此古代石棺の蓋ともいふべき、里俗天磐船は何物なるか予は風土記所載の事實より考へ、且其形式より觀て此は仲哀天皇御殯殿作造の際の遺物にして、天皇の玉體を收めんがために作りたる石棺の一部ならんと思ふなり。其伊保山々頂に在るは前陳の如く御殯殿未成の儘に終りたる結果これも其儘におかれたりと考ふるなり。現に矢内正夫氏も風土記の記文に據りて此天磐船を以て、

今按此石船即石作連大來所作之仲哀天皇御廬之石棺也歟。

といへり。由來古代石棺の存在せるものを石船又は磐船等の類名を以て後世稱唱するは其例に乏しからず。又一方より見れば此石棺の殘存は以て石寶殿の御殯殿たるを明示証徴する一大資料たりといふべし。

四 神社の造營

生石神社造營の來歴につきて先づ諸書に記載する所を列舉せん「播磨國靜窟略社記」に據るに、
 或時神人、村主現告曰、造營社壇、可崇二神、云終而失給、因之石殿之前、結搆社壇、奉崇二神。
 少彥名命一座 號高御位大明神 因投送千石 礪北山故也
 大己貴命一座 號生石子大明神 因千此山石 窟之名故也
 共載在干延喜式也、蓋現陰陽之相給者乎哉、然兩宮別々不可奉拜也、只二宮一光可奉拜也
 末社等舊跡、山内曳注連處、有數箇所、(悉不記之、別書載之、)人皇三十七代孝德天皇御宇、白
 雉年中、寄附千石千貫之錢穀、供祭祀、而今亡、唯其地名存耳。

と見ゆ。「播磨鑑」所收の「石寶殿略緣起」には、

以往人皇三十七代孝德天皇白雉年中靈夢の告ありしにより千石千貫の地を寄附し給ふ、神寶等數
 多ありしが、其後亂世の爲に沒收せらる。末社の舊跡今に田の字になりて民間に遺れり。

とあり。「播磨國石寶殿略記」には、

將この御社は、遥昔崇神天皇十三年正月申の日二神人に着りて曰、此所に御社を造營齋きまつらは
 福てむと神勅有しにより、造營仕奉りて、平津莊伊保莊の鎮守と崇奉りしかば、其年より九月申の
 日を取て御祭り仕ふることとなりぬ。厥后孝德天皇御宇白雉五年天皇の當社御崇敬の叡慮特に厚

く御座しまして、千石の地を寄附し給ひしか世の亂ことに其地を失ひて終に天正の頃迄に皆無な
 りぬ。されは靈場も田畑の字に依りてはつかに餘波をみるのみ。

と記し「生石神社記」には

この御神は其昔欽明天皇(一説崇神天皇)十三年正月申の日二神人に死りて曰く、此處に社を造營
 して齋き祀らば幸あらむと、乃ち神勅により造營し奉りて、平津莊伊保莊の鎮守と崇め奉りしかば
 其年より九月申の日を取りて祭り仕ふることとなりぬ。其後孝德天皇の御宇白雉五年天皇の當社
 御崇敬の叡慮特に厚く御座しまして千石の地を寄附し給ひしが、世の亂ことに其地を失ひて終ひ
 に天正の頃までに皆無くなりぬ。されば靈場も田畑の字によりて僅かに其名残を見るのみ。

と見ゆ「印南郡誌」(私立印南郡教育會撰、明治三十九年三月刊)神社緣起生石神社の條下に

この社は欽明十三年正月申の日(一説崇神天皇十三年正月申の日)二神人告げて此所に社を造營し
 て齋きまつらは幸あらむと神勅有りしにより造營仕奉りて平津莊伊保莊の鎮守と崇奉りしかば其
 年より九月申の日を取て祭り仕ふることとなりぬ。

と記し、又同書祭祀の由來沿革生石の條には

生石神社は崇神天皇十三年正月申の日(一説に欽明天皇十三年正月申の日)に靈意感應によりて造

營し平津莊伊保莊邊の鎮守と崇め奉り、九月申の日に祭典を行ひ來りしが、孝德天皇白雉二年九月十九日勅願にて千石千貫を寄附し給ひしより九月十九日を祭日と定む、又正月に御猿祭とて初申の日に萩あり、申三つあらば中申の日祭日とす。

とあり、斯の如く諸書の記載同一ならず、今古老の口傳と稱するものに據るに、

播磨國鹿兒郡平津莊靜石室生子神と申すは、人皇三十七代天萬豐日天皇の御夢に二神現はれまして、我はこれ大己貴少彥名神なり。播磨國鹿兒郡に吾石室あり、今是を祭れば天下泰平ならんと御告あり、よりに白雉辛亥九月十九日勅願にて千石千貫を寄附し給ふ。是によつて毎年九月十九日を祭日とす。この神領天正の頃までにかつかつ残りしに、庚辰の亂に悉く沒收せらる。今近郷四ヶ村合千石の地不淨汚穢を憚り三昧墓地更になく祭田神主田馬扶持田等の田字又下馬札の塲所など里民今に申傳へ侍る是ぞ古の名跡ならむ。(印南郡誌所收)

といへり。

以上の諸説に依りて考ふるに、生石神社の造營は、大己貴少彥名二神の神勅によりて成れりとなすは、何れも皆一致せり。只其年代につきて、或は崇神の朝とし、或は欽明の朝とし、或は孝德の朝となすの異あるのみなり、今予の所見を以てするのに生石神社の造營は崇神の朝に在りとなすなり、其理

由は如何乞ふ下にこれを述べべし。

今當社の分靈を勸請して創建せる秋田縣羽前國飽海郡平田村所在生石神社の「略記」を見るに、祭神は大己貴命少彥名命の二柱を祀る、生石村字大森山に鎮座す。當社の草創は、十三代成務天皇十一年生石村を開く節に、大森山の奇石に、播州石寶殿より神靈を勸請し其前に、社殿を造營して産土生石神と崇め、村名も之に従ふ。其後五十四代仁明天皇の御宇吹浦村大物忌神社へ勅使下向の節、生石神社略記を書上げ寶曆年中まで毎年三月二十三日近郷社人相集り神樂を奏す盛祭あり。云々

と見ゆ、已に成務天皇十一年に分靈を羽前國飽海郡平田村に勸請して神社の創建あり、成務の朝は欽明の朝に先つ四百有餘年なり。況んや孝德の朝は、成務の朝を去る五百有餘年にして、欽明の朝を去る百有餘年なり。其欽明の朝とせるは「播磨風土記」に印南郡大國里の條下石寶殿の由來を記して、

傳云聖德王御世弓削大連所造之石也

と、物部守屋の造れる所とせる傳説をいへると守屋が、敬神排佛の首領たりしと、欽明天皇十三年は正史に載する所に據れば、佛教傳來の初なりしとの三事實よりして、後世神社造營の年代を斯く定め

て記せるものならんと思ふなり。又其大己貴少彦名二神の靈夢に依れりとの事實は神代に於ける二神來臨の地たる縁由あるよりこれに附會したるものならん。殊に孝徳の朝とせるは、帝が當社御崇敬の厚きより千石千貫の地を寄進し給へる事實あるより亦これに附會せるものなるべし。由來神社の縁起を記せる典籍を閲するに後人が其作製の際其神祕を徒に偉大ならしめんが爲めに將また皇室御崇敬の事實ありしを更に誇張せんが爲めに種々附會の説を交へ、虚飾の筆を弄して却りて其真正の事實を溼没せしめ誤謬を傳唱する者あるは、予輩の屢見る所なり。予輩の信する所を以てすれば、我播磨國生石神社造營の來由は、神代大己貴少彦名二神國土經營の際、暫時御來臨ありし地なるを以て後世土地の人民二神の遺蹟を尊崇し、崇神朝に至り、當時朝廷が今日の伊勢大廟御創建を初め、全國各地に於ける我皇祖皇宗の御遺蹟に、神社の御創建ありしを以て、此時に於て、土地の人民更に神廟を創建し、尊崇の實を擧げ、尙後世仲哀帝の御殯殿造營の御事さへ在りし地なりしを以て、益祭祀を盛んにし茲に此御殯殿を神體となし、大己貴少彦名二神の神靈を祭りて、新に神殿を造營して、後孝徳天皇の朝千石千貫の地を寄進し給ひて、愈益尊崇の事となり、爾後神領に多少の衰頹變移ありしも以て、今日に及びたるものなりと、信するなり。世人或は當社が、斯る由緒古きものなるに、本邦最古の神名帳たる「延喜式」神名帳に見わざるを訝かる者あるべし。今「延喜式」神名帳を閲するに、同書

播磨國の條には、獨我印南郡のみ一社も載する所あらず、これ當時印南郡内の神社これに載すべきものあらざりしに依るか、將また印南郡の分全部脱漏せしものなるか、今日之を審知する能はざるを憾とす然りと雖も、現存播磨國神名帳の最古たる養和年間の「國內神名帳」に依れば、大社二十四座小社百五十座を載せ。我印南郡は其内大社二座小社七座を載せたり。而して生石大神は、高御位大神と共に大社として記されあり。縦後世のものたりとはいへ、已に源平時代より播磨國內神社として重を置かれたるを知るべし。尙印南郡役所所藏の「郡内社寺明細帳」には當社に關して下の如く記せり。

阿彌陀村生石字寶殿山

郷社 生石神社

一、祭神 少彦名神
大穴牟遲神

一、由緒 欽明天皇十三年創建 明治七年二月郷社格加列

とあり。こは明治二十七年の調製に係るを以て、此記事を以て直に創建時代を斷定する証左となすに足らず。況んや此「社寺明細帳」は其作製に際して現行の「社記」に依據したるに於てをや。

五 縁由社、分靈、及關係地

生石神社の皇室との關係深きは前に述べたるが如し。今茲に此尊崇すべき神社の緣由社、分靈及關係地につきて聊記述せん。先づ緣由社よりいはん。

「印南郡誌所收の古老の口碑に曰く、

又當社より三十町はかり巽に當りて、洗濱といふは、大已貴命天降の時に御足をすゝかせ給ふにより、今洗大明神と祭れり。又四十町ばかり東木村と云ふ所に、泊大明神と祭れるも大已貴命一夜やごらせ給ふによりての名なりと、此社も當社よりの勸請と申傳へたり。又當社より八町はご長に當り一の鳥居あり、古昔大已貴命の乗らせ給へる御馬の爪をきらせ給ふとて、此地を神爪村といふ、神馬の蹄跡は靜石室のほとり所々にあり、このふる事によりて毎年三月三日、十五日兩日牛馬安全の爲上下の馬場にて社家ども走馬の式あり。

と、由來口碑傳説には牽張附會の事多かれど、亦中には當時の眞實を傳ふる者少しとせず、然れば口碑傳説も強ち棄つべきにあらず。古代の事蹟にして、口碑傳説より其眞相を發見せらるゝ者あり、今前掲の古老の口碑によりて、洗大明神及泊大明神が生石神社と緣由を有するを知るなり。今「加古郡誌」(加古郡役所撰、大正三年三月刊)神社篇を見るに、郡内神社一覽表の中に、

社 格 社 名 祭 神 所在地 創立年月

| | | | | |
|-----|------|-----------------|-------|----|
| 村 社 | 荒井神社 | 大已貴命 | 荒井村ノ内 | 不詳 |
| 郷 社 | 泊神社 | 天照皇太神、國縣大神、少彥名神 | 鳩里村ノ内 | 不詳 |

と記し、祭神には生石神社と同じく大已貴命、少彥名命を祭れる事見わたれど、創立年月不詳とせり。然るに「播磨鑑」に據るに、

荒井大明神 御厨莊在荒井村

祭神一座 神靈大已貴命

祭禮 九月九日 毎年正月十五日有祭禮五月中旬湯立祭アリ

舞殿 拜殿 板殿 寶藏 鐘樓堂 此鐘昔ヨリ年中十二時ヲ撞ヨリ外ニ不撞之

小社 宇賀神社年歴未考 小堂石佛地藏尊 石ノ鳥居 境内竹木除地 社僧淨土宗神宮寺 社家

森田丹後下司富翁與大夫神子神尾相摸

社 記 略

人王三十五代舒明天皇之時也而大已貴命乘天磐船而浮南海直到播磨國而鎮座ヲ荒井之濱則以其處名于神矣寶曆年中迄凡一千百二十有餘年云

正一位泊大明神 河南莊在木村 板倉伊賀守證文 社領十石

祭神二座 大日靈尊 日前神 少彥名命

祭禮 九月九日 有頭有神事 氏子隔年勤之

例年有散樂自姫路代々城主執行ス姫路孔雀太夫勤之

舞殿 拜殿 舞臺 橋掛 樂屋 門守殿 鳥居 御供殿 御祓堂 攝社 鐘樓堂 神輿一基

社記曰

上古於高天原 天照太神入于天石窟閉磐戸而幽居焉爾乃六合常闇晝夜不分群神愁迷手足罔措時而高皇產靈神之息思兼神深思遠慮議曰宣命太玉命率諸部神造和幣仍令石甕能神取天香山銅以鑄日像鏡初度所鑄少不合意而乃入海矣是則當國狹長田御崎出現坐焉爰有

一古木 俗呼曰阿乎幾 南有流水號御手洗河矣因茲此地建于瑞寶殿而號檣原泊大明神也故邑神戶人臨于河涯修於解除(月次或有四氣)焉誠哉日向小戸橋之檣原之古風傳之者歟○昔之神代既到千萬世不廢者奇哉神明德苟傳于不窮者也

當社祭禮ハ重陽日行之但有三神之祭

風土記曰人皇十五代神功皇后三韓征伐ノ御時從難波津御船數千艘出給爲風雨播磨大津的漕有着岸則當宮成御幸勅仁曰此國如何神戶人等未有國名奏雨雲去行號晴間國之緣云々則有御製

阿免津知農比良幾楚女志波飛佐加多能

曾乃代能加美波古々仁登摩里天

蓋聽神道者倭國之風也故ニ天神地祇盡見載于延喜格式也雖然古記爲蟲破改之

昔承應二年癸巳曆

社家各在木村

森 本 和 泉

青門院殿尊純親王 御一見

松 下 伊 豫

河鑄殿左中將藤原基共 御一見

中 崎 但 馬

明曆年中姫路前刺史

宮 岡 河 内

榊原氏吏部侍郎忠次有參詣

詠和歌

社僧神宮寺

眞言宗

異都豫離波古古弭登摩理豆阿幾羅氣幾

神乃比加利塢世弭能許須良牟

豐前州 今小笠原家之家老 先祖 宮本伊織再被加社頭造營等也是依爲氏宮也

とありて、荒井神社の縁起には、生石神社との關係明かに記されたれど、泊神社の縁起には、其關係を

記さず。然れども後者の祭神と其縁起に記せる所と何等關係を有せざるものあり、由來神社の縁起は後世作製せるもの多きを以て斯く祭神と不一致を來せるもの少からず。而も社記の終に「雖然古記爲蟲破改之」云々へあれば、其一致せざる事推測するに難からずといふべし。今「村翁夜話集」福本勇次撰、安政年間成木村泊神社の條下を見るに、

祭神 日前大神 大日靈尊 少彦名命

氏子 木 稻屋 友澤 加古川 古新 米田 塩市 船頭 今市 中島

とあり。即泊神社は雁南莊の氏宮にして、今市、中島ももとは同社の氏子なりし也。而も其所在地木村も元印南部に屬せしが、明治二十二年四月加古郡に編入せられて、今日に及べるなり。且本社の分靈を勸請せし米田村米田神社は「播磨鑑」に、

天滿宮 雁南莊在米田村 別當神宮寺 淨土宗

祭禮 九月九日 號内宮 社守 吉郎兵衛

拜殿 舞臺 橋掛 樂屋 釣鐘堂

此社元來泊大明神建立ノ古宮ヲ此地ニ曳遷ヌ宮本伊織建立也。俗誤リテ天滿宮ト崇ム實ハ五條天神則少彦名命也。

とし、又前掲「村翁夜話集」にも、

一天神社 米田村

祭神 菅公

氏子 米田 古新 米田新 塩市

當社は木村泊神社の古殿を曳き建立すといふ。小笠原家の家老宮本伊織の造營也、祭神京都五條の御靈天神少彦名命なるを俗誤りて、天滿天神菅原道真公とす。

とあり。泊神社の分靈たる米田神社が少彦名命を祭れるより察するも、其本社たる泊神社の祭神は、少彦名命なる事知るべし。然れば此祭神より見るも生石神社との關係あるは知らるべし。縁起の眞を得ず。後世の作製の爲め誤りを傳へたることおもふべし。

次に生石神社の分靈につきては、已に前にも記したる如く、秋田縣羽前國飽海郡平田村所在の生石神社あり、其「略記」に曰く、

祭神は大己貴命少彦名命の二柱を祀る、生石村字大森山に鎮座す、當社の草創は十三代成務天皇十一年生石村を開く節に、大森山の奇石に播州石寶殿より神靈を勸請し其前に社殿を造營して、産土生石神と崇め、村名も之に従ふ。其後五十四代仁明天皇の御宇吹浦村大物忌神社へ勅使下向の節、

生石神社略記を書上げ、寶曆年中まで毎年三月二十三日近郷社人相集り神樂を奏す盛祭あり云々。と、今「出羽風土略記」(進藤重記撰、寶曆十二年成)を見るに、

生石山ハ當郷ノ勝地ナリ、觀音堂一字アリ、三月二十一日祭禮アリテ神樂ヲ奏ス、觀音ニハ不當ノ事ナリ、當山ハ播州生石子ヲ摸シタル所カ。

とあり。又「大日本地名辭書」(吉田東伍撰、明治三十三年三月—四十年十月刊)に據るに、

風土略記云生石明神は、大名持少彦名を祭るならん。其山は平田郷の勝地なり、播州生石子の岩屋を摸したるにや、境内に觀音堂あり、別當を延命寺といふ。凡此神社の境内に奇石多し、麓の田畝にも奇石あり寺號を延命寺と稱するは、醫術の祖神なれば信仰の人を延命に守らせ給ふとの心にや、此山の草創千載に近し云々。

と見ゆ、以て知るべし。

最後に述ぶべきは、生石神社と關係ある地の事なり。其は當社の古鐘所在につきてなり「播磨名所巡覽圖會」に、

當社の古鐘今美濃國赤坂の宿安樂寺にありといへり。

とあり。「大日本地名辭書」に據るに、

寺中(美濃國不破郡赤坂町安樂寺)の鐘は甚ふるくして、其形世つねならず、銘に「播州印南郡平津庄、生石權現鐘、願主小川備中入道沙彌玄助、奉行笠原入道金阿、神吉左京亮貞清、大工瀧野伊豆守宗友、應永二十六年己亥、八月十二日、年行事永秀」と見わたり、慶長亂の時、人持來りて陣鐘にかけしといふ、はなはだ重き物にして、遠國より來る、誠にふしぎといふべし。又一説に此鐘は、大谷吉繼の陣中に殘し在しを關東方へ分捕し此寺へ寄附せし物なりとぞ。

と見ゆ。此古鐘に就きて播磨史談會より安樂寺へ照會せしが、左の返照ありきといふ。

(前略)御照會の當山什物陣鐘の義は高さ二尺四寸、口徑一尺七寸五分、重量約八十貫、銘に

播州印南郡平津庄生石社推鐘願主小河備中入道沙彌玄助奉行笠原入道金阿神吉左京亮貞清大工瀧野伊豆守宗友應永二十六年己亥八月十二日行事永秀。

と有之候拙寺傳來の古記録によれば、鐘は關ヶ原戰役の砌、西軍の將大谷吉隆の持來りしものにて吉隆戰歿候節家康公は敵將とは言ひながら實に善き大將也、軍略の特に秀でたる所、我軍の將ならずとも實に惜しむべき大將也、さらば分捕りせし西軍の陣鐘は、當山に寄附し朝夕相用ひしめ永遠に吉隆及び戰亡死者のため追善の意を表はさしめんと仰せられて、拙寺に寄附相成候ものに有之候。鐘は青さびにて純金混合の音聲あり、三里位は相響き候様申傳候。

と其移りし來歴を知るに足るべし。

昔時戦亂の際釣鐘の類を軍用に供せんがため遠く距りたる他國へ運び去りし例は少しとせず、現に我印南郡に於ても他に類例あり、其は豊臣秀吉西討の時、周防國富田保上野八幡宮の鐘を持歸りて西志方村横大路獅子吼山妙正寺に置きしを、後志方村郷社八幡神社に移し、更に三轉して東志方村廣尾月輪山圓照寺に移されて今に嚴存せり。今日より見て交通不便の世とはいへ、戦亂の際其軍用として斯く遠隔の地に移送せられしは實に驚くべきものあり、而して其釣鐘の銘は下の如し。

周防國富田保

願主朝日道重延

上野八幡宮

次采女允生 六十
二歳

明應七戊午年四月廿三日

勸進阿闍梨看椿

大工大和相秀

諸行無常 是生滅法

生滅滅已 寂滅爲樂

とあり、これ亦一証となすべし。

六 祭 禮

「播磨國靜竈略社記」に

夫二神(大己貴命、少彦名命)者天地之形象、表不識之本源、於石寶殿、示堅固之儀(中略)故自往昔已來每歲正月上申日祭、是小祀也(如有三申則用第二、俗呼謂御猿祭)以九月十九日成大祭、春秋祭祀之儀式無怠、就中(九月大祭、振神興奉、臨幸于山邊、氏人隔年相勤之)又山北有號御旅所、經營小社舞臺等(九月從十八日、至九日奉遷幸于此所也、)と見え、「播磨國石寶殿略記」には、

將この御社は遠昔崇神天皇十三年正月申の日二神(大己貴命、少彦名命)人に着りて曰、此所に御社を造營齋きまつらは福てむと、神勅有しにより造營仕奉りて、平津莊伊保莊の鎮守と崇奉りしかば其年より九月申の日を取て御祭り仕ふることとなりぬ。

とあり、又「生石神社記」には、

この御神は其昔欽明天皇(一説崇神天皇)十三年正月申の日二神(大己貴命少彦名命)人に甕りて曰此處に社を造營して齋き祀らば幸あらむと、乃ち神勅により造營し奉りて、平津莊、伊保莊の鎮守

と崇め奉りしかば、其年より九月申の日を取りて祭り仕ふることゝなりぬ。

と記し、「印南郡誌」所收の「古老の口碑」に據るに、

播磨國鹿兒郡平津莊靜石室生子神と申すは、人皇三十七代天萬豐日天皇の御夢に、二神現はれま
して、我はこれ大己貴少彥名神なり。播磨國鹿兒郡に吾石室あり、今是を祭れば天下泰平ならん
御告あり、よりて白雉二年辛亥九月十九日勅願にて千石千貫を寄附し給ふ。是によつて、毎年九月
十九日を祭日とす。(中略)又當社より八丁ほど長に當り一の鳥居あり、古昔大己貴命の乗らせ給へ
る御馬の爪をさらせ給ふとて、此地を神爪村といふ。神馬の蹄跡は靜石室のほごり所々にあり、こ
のふる事によりて毎年三月三日十五日兩日牛馬安全の爲上下の馬場にて社家ども走馬の式あり。

とあり「播磨州輿地通志」神廟部には、

石寶殿即萬葉所謂靜カ窟是也。祭神二座 大己貴命 高御位明神 以秋九月十九日祭之 社司春
中ノ申ニ亦祭之。

と見む「播磨鑑」には、

靜ヶ窟 石寶殿ト云フ加古川ヨリ 一里西ノ山ニ有リ麓ニアル村ヲ生子村ト號ス
祭神二座 高御位大明神大己貴命 生子大明神少彥名命

吉田注連下社家

平津莊高畑村 東 土 佐

同 島村東村 石見

祭禮 九月十九日 例年正月御猿祭トテ初ノ申日祓有リ申三ツ有レバ中ノ申ヲ祭日トス遠近ノ諸
人群集最賑ハシ

靜ヶ窟ノ前エ兩社壇アリ、合殿造リ八ツ棟檜皮葺也。一段下ニ拜殿有、豎七間横三間半籠リ含有山
ノ麓ヨリ上リ二町餘石階也

唯一根元ノ社也山内廣シ除地也、三町計北ニ有御旅所九月十八日ヨリ十九日マテ兩神遷幸有テ此
所ニテ祭事行ハル。

社壇、拜殿、舞臺、橋掛、樂屋、御輿屋、御輿二基、山上有畑各免許
と記せり。又「印南郡誌」神社縁起部に、

この社は欽明十三年正月申の日(一説崇神天皇十三年正月申の日)二神人告げて此所に社を造營し
て齋きまつらは幸あらむと、神勅有りしにより造營仕奉りて、平津莊伊保莊の鎮守と崇奉りしかば
其年より九月申の日を取て祭り仕ふることゝなりぬ。

とし、又同書祭祀の由來沿革部には。

生石神社は崇神天皇十三年正月申の日（一説に欽明天皇十三年正月申の日）に靈意感應によりて造營し、平津莊伊保莊邊の鎮守と崇め奉り、九月申の日に祭典を行ひ來りしが、孝德天皇白雉二年九月十九日勅願にて千石千貫を寄附し給ひしより九月十九日を祭日と定む。又正月に御猿祭とて初申の日に被あり、申三つあらば、中申の日祭日とす。

毎年舊曆九月十八日生石村内當社御旅所より神輿二體、幣、鼻高、獅子、太鼓、法螺貝、轆、弓、鐵炮、鉾、刀、神官、警固の役員等供奉して下道より本社に着し、神輿を神輿に遷し、前の行列にて上道を經て御旅所に渡御。

十九日は前日同様本社に還御。

神式は氏子各村一ヶ村づゝ毎年交替にて當番村の男子奉仕す。

神輿練は本社廣庭、同南門前、御旅所廣庭、生石村前祝詞場にて奉仕す。

と記せり。近くは「増訂印南郡誌」には、

一 例年正月御猿祭とて初申の日被あり、申三つあれば中の日を祭日とす。遠近の諸人群集して最と賑々し。（播磨鑑）

一 秋は九月十八九の兩日を祭日とす、當社は欽明天皇（一説崇神天皇）の十三年正月申の日に靈意

感應により造營し、平津莊伊保莊一帶の鎮守と崇め奉り、九月申の日を以て祭典を行ひ奉りしが、孝德天皇白雉二年九月十九日勅願にて千石千貫を寄附し給ひしにより、九月十九日を以て、祭日と改む。

陰曆九月十八日には生石村當社御旅所より神輿二基、幣、鼻高、獅子、太鼓、法螺貝、轆、弓、鐵炮、鉾、刀、神職、警固の役員等御供して、下道より本社に着し、神輿を神輿に遷し奉り、後前の行列にて上道より御旅所に渡御一夜御泊、翌十九日前日同様の順序にて本社に還御せらる。

神事は氏子各一箇村づゝ毎年交互に之に當り、本社廣庭、同南門前、御旅所廣庭、生石村前、祝詞場にて神輿練を奉仕す。

と見ゆ。

以上諸書の所載多少の異同ありと雖も、最後に示したる「増訂印南郡誌」の記事を以て真とすべきが如し。近年郡内太陽曆厲行の爲め祭禮の日を一ヶ月遅らせ翌十月に於ける相當日を以て行ふ事となれり。

七 社 領

生石神社の「社記」及「縁起」に見ゆる如く、當社は古來皇室の崇敬至りて厚く從ひて庶民の尊崇も亦甚しきなり。已に前掲の如く、孝徳天皇は白雉年間千石千貫の御寄附ありしも、後世戦亂の爲め悉く没收せられ、今僅に田畑の字名に其趾を遺せるに過ぎざるは誠に遺憾の極といふべし。「村翁夜話集」に曰く。

當社々領は孝徳天皇白雉年中に千石千貫の地を寄附し給ふといふ、生石村々場守あり、布村左金吾藤本七之進、村上重原、魚橋九左衛門などいふ家老侍等ありしが、一戰（天正七年三木攻）にも及ばずして皆々逸落ちたり。

右所領の村々は生石村、島村、平津村、高畑村、六本松村、井之口村、岸村、神爪村、魚橋村右九个村高合て千百餘石也。

右之内生石、島、神爪、高畑、此四箇村は神前の百姓として御供米を作る。其故に此村々に限り三昧無之他村にて焼候由、右村々は今の氏子也。

とあり。元和假武の後天下泰平となりて、我播磨の國主の尊崇する者絶わす、天和年間に至り當時姫路城主松平式部大輔は社領を寄附し以て明治維新に及べり、其文に曰く、

一印南郡生石大明神御供料新畑壹段二畝拾五步之事松平式部大輔殿御代郡役人へ相斷宮山之内に

て開發由先年遂に見分候處依無紛任先例除置者也。

天和二壬戌年二月

日

沖 忠左衛門 花押
林 甚五左衛門 花押

生石大明神々主

一印南郡生石村生石大明神御供料宮山之内開發之新畑壹段二畝拾五步任先規役人証文之趣彌相違有間敷者也仍如件。

天和三癸亥年二月十五日

竹田新左衛門 花押
花村平太夫 花押

生石大明神々主

一本文同前

寛保二壬戌年正月九日

安田作兵衛 花押

竹尾藤右衛門 花押
竹内四郎右衛門 花押

生石大明神々主

一本文同前

寛延二己巳年三月

日

安井與五右衛門 花押
高谷次郎右衛門 花押

生石大明神々主

と、以て知るべし。「中筋組社明細帳」にも、

一高御位大明神 大石子大明神

御供料新畑 壹段二畝拾五歩 御除地

右は松平式部大輔様より御旅所の邊にて御寄附被爲遊候右御證文如何仕候哉唯今は無御座候其後御代々様御書替御證文頂戴仕所持仕候。

とあれば、爾後の國主は此社領を寄附せし事明かなりといふべし。此社領も王政復古となり諸事革新

となりて全く廢せられて今はこれ無きなり。

八 行啓並に諸侯名士の参拜

恐れ多くも 今上陛下が未だ東宮にておはしまし、時、明治四十二年四月此地に陸軍參謀演習の行はれし折、生石神社所在の寶殿山に行啓遊ばされたり。今社殿の傍にある記念碑は、當時の光榮を永遠に傳へんために後年建設せしものなり。其行啓の事は當時の「鷲城新聞」に見えたり、今下に抄録せん。

東宮殿下には參謀旅行演習御實視のため十二日(明治四十二年四月)午前八時十五分舞子御駐泊所御出門、同二十四分舞子驛御發車九時十五分寶殿驛御着、奥參謀總長、松石統裁以下各專習員及び堀江印南山田加古兩郡長地方官公吏郡村名譽職員等多數の奉迎を受けさせ給ひ、村木太夫以下の供奉員を隨へ御料馬タツブに召させられ、三根憲兵隊長の御先驅にて、當日の統裁部たる生石山に向はせ給ふ。沿道には、千載一遇のこの機會に、殿下の英姿を拜せんものと數千の老幼は御通路に堵列し、近村各小學校兒童は南面に整列して奉迎せり。

殿下には青々たる麥圃の間を御馬を進められ、各小學校兒童に擧手の御會釋を賜ひつゝ、鳥村を経て九時三十分寶殿山麓に御着生石神社鳥居の附近に御下馬、御徒歩にて石段を御登攀し給ひ、同社拜殿にて地圖を披かせ、奥參謀總長、松石統裁と、もに帥兵運用の戰術を御研究遊ばし、聽て御休憩所に充てたる同社々務所に入らせ給ふ。

社務所は寶殿山の中腹に在り、南方龍山の櫻花は殿下を奉迎したらんが如く、今を盛りと咲き競ひ一天碧瑠璃を漲したる中天には告天子頌徳の歌を轉る。東北一帯中播の平野は指眸一呼の間にあり。

殿下には、連日の行啓にも聊かの御疲勞をも感せさせ給はず、益々御勇健に石塊嶺々たる山地を右に左に御運動遊ばされ、御休憩所に入らせられたる後も扈從の各武官に種々御下問あり。

斯くて御少憩の後更に高砂行啓仰出され、午前十時二十分生石神社御下山、印南郡伊保村を経て千鳥橋を渡らせ給ひ、加古郡荒井村より高砂町に入らせ給ふ。

と、以て行啓の御有様を窺ひ知るを得。

徳川の世生石神社へ參詣し、天下三奇の一たる石寶殿をも拜する、諸候名士至りて多かりき。今石寶殿舊記中より著名なるもの二三を示して其一班を知らしめんとす。

先づ、鳥津候息女參詣の事を述べん。

一 鹿兒島城主御社參の記事

一 薩摩國鹿兒島御城主松平豊後守様御息女

寶曆二歲申二月五日當社へ御社參被爲遊、御初穂金子三百匹奉納被爲遊難有神納仕候、献上物三方にて縁記書圖御守献上致、出向之儀拜殿之前迄烏帽子狩衣着用致罷出申、御手札之儀者石寶殿祠官東出羽と書記し差出申候、右神納被成候金子之請取御用人へ相渡申候。次に姫路候參詣の事を述べん。

一 姫路御城主御社參の記事

一 金子二百疋

酒井雅樂頭様

嘉永元年三月廿六日夜寺家町御泊にて木村友澤村米田新村米田村島村生石村御道順にて當社御參詣被遊、出向之儀者宗門御奉行豊田權右衛門様鳥居先にて兩祠官供御仰被下候、本社前手桶差出置候處御手を洗ひあそばし兩本社にて神拜あり、夫より石寶殿一見、山上へ御登りあり、御下參之節拜殿の廣前に御休息、魚崎村地境へ先行下座仕夫より加茂神社へ社參あり、献上物圖書縁記三方にて献り候。

ごあり。

此外當時本邦へ來朝の外人の參詣もあり、ケンベル、シーボルトの如きは、其著書に參詣の記事見
わたり。今はくたくしきを以て之を略す。

又文人雅客の參拜して詩歌を吟詠せしもの亦少しとせず、今主なる者を載せて之を示す。
寛文の頃十二歳許の少女當社に詣で、一首の和歌を詠めり。

たまに來て又來むことのかたければ

名残おしこの石の御社

(諸國里人談、古所記、古所名所考)

「播磨鑑」には七歳の少女となし、初句をまれに來て」とせり。

石の寶殿に詣で、

攝津魚崎 復齋 山本原藏 信義

及びなき神のむかしのことはさの

これもうちなる石のいはやか

(播磨鑑)

石の寶殿にてよめる

飯田 武郷

うごきなき御代よろつよの寶とて

石のみやゐはつくりけらしも

九 神官、氏子、及信仰者

生石神社に奉仕する神官については「播磨州輿地通志」神廟部に社司二戸と見わたる如く、二人之
に奉仕せしなり。今「播磨鑑」に據るに、

吉田注連下社家

平津莊 高畑村 東 東村 土佐
同 島村 東村 石見

と見わ。「村翁夜話集」には、

祠官 東 市正 東村 筑前

とある如く、東、東村の二家代々相繼ぎて其職を襲ひたりき。而して東村氏につきては同書に、

石寶殿の社人東村氏は神吉氏の弟なりしが、天正七年三木攻の時、神吉城を攻めんとて、秀吉石の
寶殿を陣所に貸し呉れよと、使者を立て、申遣しけれども、兄の城を攻むる陣所には貸さぬと申し
ければ、秀吉大に憤り社堂を焼拂ひ、所領を取上げたり。(中略)

社人東村氏は、暫く身を隠せしが、其後島村に居住して、今も祠官職を相勤めたり。
と見ゆ。其昔時より奉仕せしこと想ふべし。

氏子につきては同書に、

氏子 生石、魚橋、神爪、岸、平津、高畑、六本松、井口新

とし、又前掲社領の條に引用せる如く同書に、

右所領の村々は生石村、島村、平津村、高畑村、六本松村、井之口村、岸村、神爪村、魚橋村、右九箇村
高合て千百餘石也。

右の内生石、島、神爪、高畑、此四箇村は神前の百姓とて御供米を作る、其故に此村々に限り三昧無
之他村にて焼候由右村々は今の氏子也。

と見ゆ。現今に於ては、此等諸村の内島村は米田村に屬し、高畑村は米田村平津に、六本松村は東神
吉村井ノ口に合併せられたれば、現在の氏子村は「増訂印南郡誌」にある如く、生石村、魚橋村、神爪村
岸村、平津村、井ノ口村の六所にして、現今の阿彌陀村(生石、魚橋)米田村(神爪、平津)東神吉村(井ノ
口)西神吉村(岸)の四箇村に跨れり。而して氏子數は、印南郡役所所藏の「郡内社寺明細帳」に據れば
當社は氏子六百九十戸と記せるも、是作製當時の戸數にして現在に於て約千戸に充てりと云ふべし。

次に信仰者は如何といふに「播磨國石寶殿略記」にも、

此二神(大己貴神、少彦名神)は、人は更なり、牛馬の病をも療し、諸の災を攘む爲に禁厭治法を定め
給ひしまゝに、今も尙醫師の道と禁厭の術とを掌り給ひて、いとも尊き大神に坐事世人皆知所也。
とあり。又「播磨國靜窟略社記」に、

寔少彦名命者、扶桑醫王善神也、日本紀曰、高御產巢日神之御子、少名毘古那神、與大國主神、相並作
堅此國、後者、其少名毘古那者、度干當世國也、是以普天人民、稟氣懷靈、何非得處、守黎民疾
病_比、兼護_比牛馬疾疫也、大己貴命者、倭姬大國玉比賣神。太物主。國作神_比由奉_ル則素盞鳴尊御
子也、五月蠅聲邪荒振鬼神等乎、神攘攘給比、平定_{摩豆}、爲國家安泰天然福祐之神也、又曰、夫大己
貴命與少彦名命、戮力一心經營天下、復顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之
災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今、咸蒙恩賴矣云々、是吾邦、始主醫藥_玉大神也、此二神於
神代、以武稱、尙撫育愛憐情至深、人民無不被其澤者也、故貴賤道俗之敬信、逐月益盛也。

と見ゆる如く、大己貴少彦名二神は、人畜鳥獸の疾疫を療し玉ひ、本邦醫術の祖なり。然れば庶民の崇
拜厚く、殊に農民が牛馬の災異を攘はん事を祈る者至りて多く、我印南郡は固より、隣郡加古、加西、
飾磨、等の諸郡よりも參拜祈禱をなす者其數數萬人に及ぶ、以て其盛んなること推知せらるべし。

十 結 論

四八

以上縷述せる所を以て、我生石神社並に石寶殿に關する事實の一斑を論じたり、古來本邦三奇の一と稱し播磨四名勝の隨一と呼ばれ、其名天下に喧傳せる此名跡は、太古大己貴、少彥名二神來臨の遺蹟にして、且仲哀天皇殯殿地なり、皇室の尊敬厚く、庶民亦崇拜の念を絶たず、「延喜式」神名帳其名を載せずと雖も、已に斯る由緒來由あり、豈之を輕視するを得んや。其由緒來由を以てせんが、社格は夙に昇格せらるべきや明かなり、然るに明治七年二月漸く郷社に列せられて今日に及び、豈慨歎に堪へざらんや。祭神は國土經營の二神なり、本邦醫術の祖神なり、而も其來臨の靈地あり、更に加ふるに仲哀、神功の緣由あり、今尙其遺蹟嚴存す、吾人は、斯る由緒ある神社及名跡を益顯揚し、庶民をして愈益景仰せしめざるべからざるなり。尙進んでは速に社格の昇格を得以て、盛典を舉行して天下萬民をして、愈益尊崇の念を昂からしめざるべからず。これ吾人の切望に堪へざる所なり。

(大正九年十二月三十一日稿)

生石神社考 終

附 錄

十 結 論

以上述べせる所を以て、我生石神社並に石寶殿に関する事實の一斑を論じたり、古來本邦三奇の一と稱し播磨四名勝の隨一と呼ばれ、其名天下に喧傳せる此名跡は、太古大己貴、少彥名二神來臨の遺蹟にして、且仲哀天皇殯殿地なり、皇室の尊敬厚く、庶民亦崇拜の念を絶たず、「延喜式」神名帳其名を載せずと雖も、已に斯る由緒來由あり、豈之を輕視するを得んや。其由緒來由を以てせんが、社格は夙に昇格せらるべきや明かなり、然るに明治七年二月漸く郷社に列せられて今日に及べり、豈慨歎に堪へざらんや。祭神は國土經營の二神なり、本邦醫術の祖神なり、而も其來臨の靈跡あり、更に加ふるに仲哀、神功の緣由あり、今尙其遺蹟嚴存す、吾人は、斯る由緒ある神社及名跡を益顯揚し、庶民をして愈益景仰せしめざるべからざるなり。尙進んでは速に社格の昇格を得以て、盛典を舉行して天下萬民をして、愈益尊崇の念を昂からしめざるべからず。これ吾人の切望に堪へざる所なり。

(大正九年十二月三十一日稿)

生石神社考 終

附 錄

播磨國印南郡郷社生石神社由緒考証

播磨風土記(和銅年間成)

大國里。土中所以號_ニ大國_一者。百姓之家多居_レ此。故_レ曰_ニ大國_一。此里有_レ山。名_ケ曰_ニ伊保山_一。所以_ニ以_一號_ニ伊保_一者。帶中日子命乎坐_ニ於神_一。而息長帶日女命率_ニ石作連_一(大)來_ニ而求_ニ讚伎國_一。羽若石_一也。自_レ彼度_レ賜_ヒ。未_レ定_ニ御慮_一之時。大來見顯。(故)曰_ニ美保山_一。山_ノ西_ニ有_レ原。名曰_ニ池之原_一。原_ノ中有_レ池。故_レ曰_ニ池之原_一。原_ノ南_ニ有_ニ作石_一。形如_レ屋長二丈。廣一丈五尺。高亦如_レ之。名號曰_ニ大石_一。(一)傳云聖德王御世。弓削大連所_レ造之石也。

萬葉集(奈良朝時代成)

生石村主人

大汝少彥名乃將座志都乃石室者幾代將經

播磨國內神名帳(養和年間成)

高御位大神 生石大神

(神名帳所載ノ神社百七十四社ノ内大神二十四社ノ内)
峰相記(貞和年間成)

次ハ生子高御倉ハ陰陽二神トシテ夫婦ト顯レ玉フ天人降テ石ニテ社ヲ造ラント擬スル處ニ夜明ケル間押シテスニ不レ及返リ上畢ル今ニ有テ社大ナル事ハ更ニ凡夫ノ所爲ニ非ス

神社啓蒙(白井宗因撰、寛文十年刊)

靜窟 在播磨國麩與姫路間山中也、里人稱生子是也、大已貴命少彦名命峰相記曰、生子高御倉者陰陽二神如夫婦而顯坐時天女降擬造社既及黎明也、不暇起立遂上天去耳即今石寶殿是也、生石真人歌所謂志都石室者蓋謂此也、按陰陽二神如夫婦者謂大已貴命少彦名歟夫古來相傳有此義即生石村主之歌云々。

本朝諸社一覽(坂内直頼撰、延寶頃成)

靜窟 姫路ト麩間山中ニ有リ

稱生子大明神祭神二座大已貴命少彦名命也

神殿石也故ニ號石寶殿是天女ノ造處也御戸ノ口ハ地ニ成、口ノ開ベキ所棟有リ、實ニ神變ニアラズシテ如何成ン哉、縱數萬人トイフ用動シ難キ者也、神作ノ時ノ斫碎トテ傍ノ山ニ碎石充滿セリ。

神社追考(著者並ニ年代不詳)

生子大明神

高御位大明神

(播磨八所ノ内)

名所拾錄(赤松竹叟撰、持清詮考、元祿十一年成)

靜のいはや 少彦名の神座にや萬葉集に歌あり。

考印南郡石寶殿

播陽古所名所考(後藤基邑撰、延亨三年成)

靜が窟 考云印南郡生子村 今石の寶殿といふ。

寛文の頃十二歳の女子詣で、一首の歌を書付ける。

たまたに來て又こんことのかたければ

名ごりおしこの石の御社

播磨諸所隨筆(三木通職撰、延亨五年成)

石寶殿 印南郡生子村棟迄二丈六尺三間半四方

播磨事始経歴考(後藤基邑撰、寶曆四年成)

静窟神社 生石子村(印南郡)

祭神 大己貴命 少彦名命

生石子大明神又高御倉大明神と號す、垂跡の年歴不詳、石の寶殿は何の爲に造れるといふ事知れかたし。是誠に當國の奇物なり、神作といふ。里諺もまた可ならんか」

萬葉集に 生石子村主歌

大名もちすくな彦名の造ります静のいはやは幾代經ぬらん

出羽風土略記(進藤重記撰、寶曆十二年成)

生石山ハ當郷ノ勝地ナリ、觀音堂一字アリ、三月二十一日祭禮アリテ神樂ヲ奏ス、觀音ニハ不當ノ事ナリ當山ハ播州生石子ヲ摸シタル所カ。

羽前國飽海郡生石子神社略記(著作時代不詳)

祭神は大己貴命少彦名命の二柱を祀る、生石村字大森山に鎮座す。當社の草創は十三代成務天皇十一年生石村を開く節に大森山の奇石に播州石寶殿より神靈を勸請し、其前に社殿を造營して産土生石神と崇め、村名も之に従ふ。其後五十四代仁明天皇の御宇吹浦村大物忌神社へ勅使下向の節生

石神社略記を書上げ、寶曆年中まで毎年三月二十三日近郷社人相集り神樂を奏す盛祭あり云々。
播磨鑑(平野庸脩撰、寶曆十二年成)

静ヶ窟 石寶殿ト云フ、加古川ヨリ一里西ノ山ニ有リ、麓ニアル村ヲ生石子村ト號ス。

祭神二座 高御位大明神大己貴命 生石子大明神少彦名命

吉田注連下社家

平津莊高畑村 東 土 佐
同 島村 東 村 石 見

祭禮 九月十九日 例年正月御猿祭トテ初ノ申日祓有リ、申三ツ有レバ中ノ申ヲ祭日トス、遠近ノ諸人群集最賑ハシ。

静ヶ窟ノ前ニ兩社壇アリ、合殿造リ八ツ棟檜皮葺也。一段下ニ拜殿有、竪七間横三間半籠リ含有山ノ麓ヨリ上リ二町餘石階也。

唯一根元ノ社也、山内廣シ除地也、三町許北ニ有御旅所九月十八日ヨリ十九日マデ兩神遷幸有テ此所ニテ祭事行ハル。

社壇拜殿舞臺橋掛樂屋御輿屋 御輿二基山上有畑各免許
峰相記云、高御位大明神者、同所志方莊ノ神社ナリト。

評ヲ以テ云フ時ハ、志方ノ莊ハ一里餘リ北ノ莊也、然ルニ本社ヨリ一里北ニ方リテ高御位山ト云有
リ高山也。道筋ヨリ北ニ見ユ、此山ノ北ノ方ハ志方ノ莊ニシテ西ハ伊保ノ莊也。此山へ寶殿ノ石コ
ケラヲ持運ヒシトテ、山ノ嶺ヨリ麓マテ鯛シヤリト云、鯛ノ尾ハ上首ハ下ニ、右コケラ現在ス。此山
大已貴降臨ノ所ト云、依テ志方ノ莊ノ神社ト云歟。往昔此社ノ領地モ廣ク、志方ノ郷中ニモ氏子有
ト見ヘタリ。兎ニ角不審キ事多シ。

鳥居ハ神爪村ノ東端 往還ノ南側東面ニ立テリ。

本社ヨリ十町許東ニ中ル是鳥居ヨリ又五六町ハカリ丑寅ニ當リテ鳥居場ト云ヘルアリ、今田地ナ
リ。祭禮ノ節此田ニ注連ヲ曳ク古例ノ式ナリ。

額 銘

一道神光千古揚 同柱銘 華表維石顯然高岌確乎 不磨千古雙立

延寶八庚申年孟春吉日 魚橋村神吉氏久太夫貞信謹立

石寶殿略縁記

抑播州印南郡生石子社石寶殿の由來を尋るに、神代の昔大已貴命天の岩船に乗り此山に止り、高御
位大明神と號し、一神は少彦名命生石の大明神と號す、二神御意を會せ、五十餘丈の岩を切ぬき石

屑は一里北たかみくら山の峯に投をくり玉ひ、一夜の間に二丈六尺の石の寶殿をつくり、二神鎮座
在します、實に石は萬代堅固の姿を示し給ひ、神心の實を以て萬民應護のかんしるし明也。以往人
皇三十七代孝徳天皇白雉年中靈夢の告ありしによりて、千石千貫の地を寄附し給ふ。神寶等數多有
りたれ共、其後亂世の爲に沒收せらる。末社の舊跡且其田今往々民間に字をいふもの有、ある時神
人村主と現し、社壇を造營して可崇と云終て失せたり。然は渴仰の頭にやどり玉ひ、歩をはこふ倫
は壽福圓滿諸願成就の基なり、尙又牛馬を守り給ふ。醫王善神の惠と云つへし、又此石西は傾て棟
の體巍々たり。巔に靈松生繁りて自然の生氣を現はし、地盤と相離れて浮たるか如く、廻りに水溜
有て早魃にも不竭、是則神仙無窮の靈石也。誠に人工の所爲にあらざる事疑ふへからず。深秘なれ
はあからさまにはしるされず、天道は滿つるをかくの理なれば、唯汚濁を善心に移し邪曲を正直に
なし、心に棟を上ましますの御いましめと拜すへし。扱當山の景南を望めは、巨海漂々として廣予利
物の深妙を表し、北を願みれば孤峰峙ち峨々として、二神幽契を給ひ、永く蒼生を守り給ふ靈瑞あ
らたなる事難記、委くは本紀にあり。

萬葉三 靜か窟

生石子村主

大なもち少彦名のおはします

静か岩屋は幾世経ぬらん

寛文の頃とかや、七歳許りの女子詣て一首の和歌を書付ける。

まれに來てまたくる事のかたければ

名を推古の石の御社

又略記中曰、此山頂坤有石半入土中、其形如船、故名磐船、夫大已貴神少彦名神乘來給云、又山麓南面之石上疊有髙座石者此則二神、始而所天降處也、此石上、鳥獸不能居也、下東有小流、曰御手洗川、二神功德載詳國史。

又寛文年間當國刺史前大和守侍從直矩朝臣感 神德奉納二首色紙
前關白太政大臣基鸕公の筆也。

難波津に咲や此花冬こもり

今を春へとさくや此花。

浅香山かけさへ見ゆる山の井の

あさくは人を思ふものかは。

右二張の色紙繪馬藏之神庫尙供社壇興隆云爾云々。

石の寶殿に詣て

攝津魚崎 復齋 山本原藏信義

及びなき神のむかしのことわざの

これもうちなる石のいわやか。

播磨州輿地通志(平野庸脩撰、寶曆年間成)

静か窟在平津世所稱石寶殿也又出神

萬葉集

生石子村主

大なむち少彦名のおはします

静か岩やはいく世経ぬらん (文苑部)

石寶殿即萬葉所謂静か窟是也。祭神二座大已貴命神號高御位明神、以秋九月十九日祭之、社司春中、申亦祭之其庭門遙在干神爪村路東、額匾有一道神光千古揚、七大諫字、門楹有銘字、十六及願主神吉氏姓名等

萬葉集

生石子村主

大なむち少彦名のおはします

静か岩屋はいく世經ぬらん。

又山頂坤有石々身半入土中其形船屋又山下南石如席山下有河曰御手洗川皆二神天降之趾也。孝德帝白雉年間寄附田戸千數云寛文中姫侯松平大和守直矩朝臣奉納色紙二幅乃大相國基所筆也

(神 廟 部)

播磨國靜窟略社記(濱公美撰、明和六年成)

抑播磨州、印南郡平津莊、生石子靜窟、(俗號石寶殿)蓋聞、大已貴神少彦名神、太古天孫瓊杵尊、未降臨于葦原中國、此二神戮力一心、以經營天下、諸神服于其武功、中國寢治平也、然及天孫之降臨也、大已貴神隱于出雲國、少彦名神去于淡島、是讓其功也、爾後二神相共、游覽於天下、來于此處、少住焉、名其地曰靜窟矣、傳曰、常時二神造之、石室(所謂石寶殿也)方二丈六尺多許、棟梁柱礎、宛乎成宮室之狀、而未遂功、故其形質未全、棟在西、礎在東矣、俗云此二神一夜間造焉、未竣事、天既明、乃棄置之也、所影礫石屑者、投去之、今所謂高御位山也、往昔二神始降臨、故爲山名、巔有奇岩、俗曰餓鬼首、(去當社北方三拾町許、所投送之石礫在于山腹、而其形如魚、首下尾上也、俗昔是曰鯛石砂)仍塚內曾無殘殊也、蓋奇哉、此山山腹在

西、而懷東、尤以東、可便次之處、石殿棟者、向西傾聳、而莫顛倒、是何所以乎、寔知非人事之功矣、今所拜石面則礎處、而直立則西面也、石室下邊有小池、去室可尺、而縈廻、大雨不溢、旱魃亦不乾、又上頭生矮松三四株、翠色可愛、此石室雖基石、如浮也乎、於戲作日者、平石之面、而翌朝者、爲奇巒之勢焉、彼傳奇稱於土俗、此貽告託風聞也、因准于奇巒之名、永得生石子之號、(山下有人家、乃號生石子村)或時神人、村主現告曰、造營社壇、可崇二神、云終而失、因之石殿之前、結構社壇、奉崇二神。

少彦名命一座 號高御位大明神 因投送于石礫北山故也
大已貴命一座 號生石子大明神 因于此山石窟之名故也

共載在延喜式也、蓋現陰陽之相倍者乎哉、然兩宮別別不可奉拜也、只二宮一光可奉拜也、末社等舊跡、山内曳注連處、有數箇所、(悉不記之、別書載之)人皇三十七代孝德天皇御宇白雉年中、寄附千石千貫之錢穀、供祭祀、而今亡、唯其地名存耳、鳥居者、(八町許)山東有街路側、而庶人之所拜也、又有當山麓南面之石上疊、稱高座石者、是則二神、始所天降之處也、此石上、鳥獸之類不能居也、山下東有小流、曰御手洗川矣、此石室稱靜窟、其緣者萬葉集第三大汝少彦名乃將座、志都乃石室幾代將經。

又坤山、山絕頂、有石半入土中、其形如船、故名磐船、夫二神降臨之船也、寔少彥名命者、扶桑醫王善神也、日本紀曰、高御產巢日神之御子、少名毘古那神與大國主神、相並作堅此國、後者、其少名毘古那者、度于常世國也、是以普天人民、稟氣懷靈、何非得處、守黎民疾病^比、兼護^玉牛馬疾疫也、大已貴命者(倭姬世記、大國玉比賣神、太物主、國作神、申奉^ル、則素盞鳴尊御子也)、五月蠲聲邪荒振鬼神等、神攘攘給比、平定^{摩豆}、為國家安泰天然福祐之神也、又曰、夫大已貴命與少彥名命、戮力一心、經營天下、復為顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又為攘鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴矣云々、是吾邦始主醫藥^玉大神也、此二神於神代、云武稱、猶尙撫育愛憐之情至深、人民無不被其澤者也、故貴賤道俗之敬信、逐月益盛也、夫二神者、天地之形象、表不藏之本源、於石寶殿、示堅固之儀、蓋石棟傾西而不成就者、天道闕盈之理也、且除黑移赤、令矯邪、正直而為不可上心於棟乎哉、然依深秘神慮難計、故白地不記之也、偏傾首運步之倫、須有虛往而實歸之思矣、且修信讚功之類、蓋仰朝祈暮養之真乎、嗚呼、穆々靈燈、照人心之迷暗、窈窕舞妓、應神職之祭祀矣、故自往昔已來、每歲正月上申日祭、是小祀也、(如有三申、則用第二、俗呼謂御猿祭)、以九月十九日成大祭、春秋祭祀之儀式無怠、(就中九月大祭、振神輿、奉臨幸于山邊、氏人隔年相勸之)又山北有號御

旅所、經營小社舞臺等(九月從十八日、至十九日、奉遷幸于此所也)此御旅所之山、有島若干畝、不拘郡領、社田也、(印形證文別在之)當境南臨有巨海漂茫、而表廣矛利物深妙、北顧有孤峰巒從、而彰二神幽契之奇結、永守蒼生^玉、太凡、奇瑞物色數多、故悉難記翰墨矣、詩客騷士蓋馳思干茲乎、尙俟祠壇興隆也、然則謹可信伏尊敬者也、故載梗概於覽錄云爾、外雖有神寶不記之別書有之。

經星霜後寬文中姬府、城主松平前大和守源直矩感神德、奉納二張色紙、近衛前關白太政大臣基禰公之御染筆也。

ナニハツニサクヤコノハナフユコモリイマハルヘトサクヤコノハナ
アサカヤマケササヘミユルヤマノキノアサクモヒトラヲモウモノカナ

右者舊記雖有之、卷軸為蟲蠹、文字頗損壞也、依之神職等、逐年而憂亡失、頻欲書寫、故綴遺漏、補闕略、成編集、應需如斯耳。

明和六年、歲次己丑暮春、應需稿之。

鳴山濱公美園

印南郡岸邑 高谷光富家藏

生石神社々記(著作年代不詳)

往昔大穴牟遲命少毘古那命天津神の勅を受けて國造堅め玉ひし時、此處に假宮を造りてしばし座しまし神共に議り給ひて、一夜の内に石御殿を造り、其石屑を一里北なる高御位山に捨てさせ給ひぬ。然るに未だ造營竟へ給はざるに、天佐久賣來りて二神に、今此山の麓に軍を起さむと謀れる阿賀神といふ神ありと奏せり、二神此言を聞食して、麓の里に出座して神等を集へ給ふ。其處を神詰といふ。今の神爪村是也、夫より彼の阿賀神を平げて天下を造り竟へ給ひぬ、此二神は人は更なり牛馬の病をも療し諸の災を攘はんために禁厭の法を定め給ひきとぞ。

この御神は其昔欽明天皇(一説崇神天皇)十三年正月申の日二神人に甕りて曰く、此處に社を造營して齋き祀らば幸あらむと、乃ち神勅により造營し奉りて平津莊伊保莊の鎮守と崇め奉りしかば、其年より九月申の日を取りて祭り仕ふることとなりぬ。其後孝德天皇の御宇白雉五年天皇の當社御崇敬の叡慮特に厚く御座しまして、千石の地を寄附し給ひしが、世の亂ごとに其地を失ひて、終ひに天正の頃までに皆無くなりぬ。されば靈場も田畑の字によりて僅かに其名残を見るのみ、然はあれど神の御功德は彌増に顯はれ給ひ、尊き恩賴を受くるもの數を知らず、實に石御殿は神代の姿其儘にて棟は西に傾き、上には靈木靈草生榮わたり、人々詣て其奇しく妙なることを知り給ふべし

古老の口碑、

播磨國鹿兒郡平津莊靜石室生子石神と申は人皇三十七代天萬豐日天皇の御夢に二神現はれまして我はこれ大已貴少彦名神なり、播磨國鹿兒郡に吾石室あり、今是を祭れば天下泰平ならんと御告ありよりて白雉辛亥九月十九日勅願にて千石千貫を寄附し給ふ。是によつて毎年九月十九日を祭日とす、この神領天正の頃までかつかつ残りしに、庚辰の亂に悉く沒收せらる。今近郷四箇村合千石の地不淨汚穢を憚り、三味墓地更になく祭田神主田馬扶持田等の田字又下馬札の場所など里民今に申傳へ侍る、是を古の名跡ならむ(中略)又當社より三十町許巽に當りて洗濱といふは、大已貴命天降の時に御足をすがせ給ふにより、今洗大明神と祭れり。又四十町ばかり東木村といふ所に泊大明神と祭れるも大已貴命一夜やごらせ給ふによりての名なりと此社も當社よりの勸請と申し傳へたり。又當社より八町ほど長に當り一の鳥居あり、古昔大已貴命の乗らせ給へる神馬の爪をさらせ給ふとて此地を神爪村といふ。神馬の蹄跡は靜石室のほとり所々にあり、この故事によりて毎年三月三日十五日兩日牛馬安全のため上下の馬場にて社家ども走馬の式あり。

播磨名所巡覽圖會(村上石田撰、享和三年刊)

石寶殿靜岩屋と稱すは、石殿を以て神殿とす。大き二丈三尺四方高さ二丈六尺すべて社壇の形に作

りたるを横に倒したるなり。故に屋根は土臺とも横さまになりて、拜する人は寶殿の底に面す。一石を以て作りなしたるなり、此地は、近國の名物龍山石を産する山にして、寶殿も一箇五十餘丈の石山の中を切抜きたる所にて造り、其所に倒し捨たるさまなり。上になりたる所には、自土積りて松を生ず、四周に水の溜りたるはこれ掘て窪ければなり。

一或曰石室の制作においては異なることなし、今にも工備をたに重ねたらんには、しか作ることも安かるべし、唯横に倒したるのみは奇也、その義考ふるに由なし。

一筑後國上妻郡人形が原といふ所は、石の人形あるが故に後世其名ありといふ。其石人の傍に石殿三間のものありて、此靜が窟に似たり、又神爪上妻の名も相似たり。

一又一説に生石の名は此所の石山に就ての義なるべし、故に此宮は其石の神を祀るの心か、尤も生石は古への地名なるが故萬葉の生石村主といふは此處の人なるべし。

一又靜が窟とよみたるは此山の奥に奇なる石室あり、若しや億計天皇の御一名を生石尊とも申せば此邊りにもかくれましませし事もありけるにや。

一又紀州三種の石室の歌に就て伊勢宇治人考に石見國人云、其國邑智郡岩屋村に大なる石室あり古老相傳へて大己貴少彥名の二神の住み給へる所にて、即ち靜が石室と申す古名也といへり。是濱

田より二十里許邊鄙なり何れが是なるぞ、尙考ふべし。

孝徳天皇白雉年中千石千貫の神領を賜はり、攝社末社とも嚴重たりしに、赤松別所等が動亂に類廢して、今は生石明神高御位明神二神を幣殿に鎮座するのみ也。神徳並に起原不思議神人の縁起といへるものにゆづりて爰に略す。(増訂印南郡誌所引)

村翁夜話集(福本勇次撰、安政年間成)

石寶殿 生石村 祠官 東市正 東村筑前

祭神 少彥名命 大己貴命

此寶殿 三間半に四間 棟へ二丈六尺

氏子 生石 魚橋 神爪 岸 平津 高畑 六本松 井口新

高御位大神生石子大神 御供料一段二畝十五歩

神原公御寄進其後代々城主御證文被下置候

神爪村に石寶殿の鳥居有之候右額銘一道神光萬古揚

高御位大明神御旅所 北池村

生石子石寶殿の祭禮には氏子より御迎ひの神輿此御旅所に参り候

石寶殿の社人東村氏は神吉氏の弟なりしが、天正七年三木攻の時、神吉城を攻めんとて秀吉石の寶殿を陣所に貸し呉れよと使者を立て、申遣しけれども、兄の城を攻むる陣所には貸さぬと申しければ秀吉大に憤り社堂を焼拂ひ所領を取上げけり。

當社社領は孝徳天皇白雉年中に千石千貫の地を寄附し給ふといふ。生石村村場守あり、布村左金吾藤本七之進、村上重原、魚橋九左衛門などいふ家老侍等ありしが一戦にも及ばずして皆々逃落ちたり。

右所領の村々は生石村、島村、平津村、高畑村、六本松村、井之口村、岸村、神爪村、魚橋村右九箇村高合て千百餘石也。

右之内生石、島、神爪、高畑、此四箇村は神前の百姓とて御供米を作る、其故に此村々に限り三昧無之他村にて焼候由右村々は今の氏子也。

社人東村氏は暫く身を隠せしが、其後島村に居住して、今も祠官職を相勤めたり。(増訂印南郡誌所引)

播磨國石寶殿略記(著作年代未詳)

播磨國印南郡生石神社は、昔大穴牟遲神少名毘古那神天津神の勅を受給ひて、國造營座し時、此所

にかり宮を造りしはし座々し共に議り給ひて、石寶殿を造り、其石屑を壹里北なる高御位山に捨させ給ひぬ。然るに未だ造營竟給はざる折しも、天佐久賣出來て二神に、今此山の麓に軍起さむと謀れる阿賀神と云神ありと奏せり。二神此言を聞食て麓の里に出座て神等を集へたまひ、(其所を神詰と云、今の神爪村是也)彼阿賀神を平げ、終に上下を造營竟たまひぬ。此二神は人は更なり牛馬の病をも療し諸の災を攘む爲に禁厭治法を定めたまひしまゝに、今も尙醫師の道と禁厭の術とを掌りたまひて、いとも尊き大神に座事世人皆知所也。將この御社は遠昔崇神天皇十三年正月申の日二神人に着りて曰、此所に御社を造營齋きまつらは福てむと神勅有りしにより造營仕奉りて、平津莊伊保莊の鎮守と崇奉りしかは、其年より九月申の日を取て御祭り仕ふることゝなりぬ。厥后孝徳天皇御宇白雉五年天皇の當社御崇敬の軼慮特に厚く御座しまして、千石の地を寄附し給ひしか、世の亂ごとに其地を失ひて、終に天正の頃迄に皆無なりぬ。されば靈場も田畑の字に依りて、はつかに餘波をみるのみ。然はあれども神の御功德は彌増に顯はれ給ひ、尊き恩賴を受るも者の數を知らす。實に石寶殿は神代の姿其儘にて、棟は西にかたぶき、上には靈木靈草生榮えたり人々詣て、其奇しく妙なることを知給ふべし。

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

世をへても朽ぬいはほのなかりせはかみ代のあとをいかてしらまし

うこきなき御代のしるしと神さひて幾どしか經しこれのいはむろ

うこきなき御代よろつよの寶とて石のみやゐはつくりけらしも

巨靈斷山作宮殿雷斧電鑿百神奔如何鑿磨工未了一夜棄置蒼山根數丈方石万古仄上生松柏蛟龍瘖至
今山下數家村日尋斧斤斫山石

大日本地名辭書(吉田東伍撰、明治三十三年十月—明治四十年十月刊)

生石子 又大石に作り生石とも呼ぶ、今阿彌陀村の大字なり。伊保山の北東麓にして其一峰龍山は
生石に屬す。米田村の西とす、石寶殿と稱する上代の遺跡あり。

石寶殿 生石の民家の南、龍山の西北なる丘腹に在り、風土記に「池之原南、有作石、形如屋、長二
丈、廣一丈五尺、高亦如之、名號大石、傳云、聖德王御世、弓削大連所造之石也、大石傳云(以下缺文)
とありて、古今世に聞ゆる石殿とす。本書に其傳文を缺けるは惜むべし。神社記に生石子太神とあ
るは寶殿を祭る者にして、峰相記に「生石子高御倉(高御位山に坐す神)者陰陽二神として、夫婦と
顯れたまふ。天人降り石にて社を造んと擬する處夜明ける間押起すに及はず返り上り覺ぬ。今に有

て社の大なること更に凡夫の所爲に非ず」と述ぶ。

名所圖會云、生石村の石寶殿は縱横二丈三尺、高二丈六尺すべて社殿の形に作りたるを、横に倒し
たるなり、故に屋根も土臺も横さまになりて拜詣する人は社殿の底に面す、凡此一石は五丈餘の石
山の中を切抜きて作り、又其所に倒したるまゝに置かるゝ也。(一書云石殿は自然の石山を四間四
方の殿造りの形に切放したれど、其地下の方は未だ切離れず。故に押立てずして其まゝに捨置きた
る様也)上になりたる所には土壤とどまりて、今は松樹を生じ、四周に水溜れり。萬葉集によめる
志都の岩屋と云ふも此歟と云人あり、又此生石明神の山の後の西の峯(伊保山)に石舟と云ふもの
あり、長九尺横四尺厚二尺四五寸、一石にてほりぬく古代の石棺の蓋なるべし。(上卷播磨國印南郡
の條)

風土略記云生石明神は大名持、少彦名を祭るならん。其山は平田郷の勝地なり。播州生石子の岩屋
を摸したるにや、境内に觀音堂あり、別當を延命寺といふ。凡此寺社の境内に奇石多し。麓の田畝に
も奇石あり、寺號を延命寺と稱するは醫術の祖神なれば、信仰の人は延命に守らせ給ふとの心にや
此山の草創千載に近し。(下卷羽前國飽海郡の條)

稿本播磨編年史(矢内正夫撰、明治年間成)

石の寶殿 印南郡生石村に在り、大名持命、少彦名命を祭る、國內神名帳大社高御位大神生石子大神と見たり。風土記に據れば、

印南郡池之原南、有_二作石_一、形如_レ屋、長二丈、廣一丈五尺、高亦如_レ之、名號_二大石_一、傳云、聖德王御世、弓削大連所_レ造之石也。

と見ゆ。此弓削大連物部守屋は天火明命の裔にして、後には聖德太子に滅され、其一族は四散し其田莊一萬町は悉く四天王寺に納まりし由なるが、稱徳御世景雲年中播磨國飾磨郡に四天王寺の水田二百五十町ありしこと清和御世貞觀年中其裔飾磨郡人陰陽師弓削是雄と言へるが有りて、後には外從五位下陰陽權頭播磨權少目に進みしこと等あるに考ふれば、守屋の田莊は播磨國に多かりて、是雄は事變の時田莊の縁にて此國に逃れし一統の後裔なるべし。守屋は國神大名持命の後裔なれば、神敵を排除するは理にて石寶殿は國神鎮護の爲に作りしなるべし。されば聖德太子が程近き賀古郡に精舎を營み給ひしも其故ありぬべく、刀田山縁起に太子が守屋を亡さむ祈願を籠め給ひし由見わたるは實に穿てりと覺ゆ。此石寶殿が功を竣へずして棄てあるを察すれば恐くは太子の爲に亡されしに由らむ、其附近を神爪といへるは、神鎮にして國神鎮護の意に出づ、萬葉集卷五好去好來歌神豆麻利を略解に眞淵は神集也、室云神鎮也云々と説きたるを按ふべし。

然るに寶殿の縁起には、

大名持命少彦名命の所造にして、其石屑は悉く北手一里の高御位山に捨てらる。將に功を竣へむとする時、阿賀神叛亂を企てければ、諸神を麓の神詰村に集めて、謀議し給ふ。故に神詰村といふ今の神爪村是也。後世崇神御世十三年正月御社を奉造し、孝徳御世白雉五年勅して神田一千石を賜はりしが、戰國の時其領を失ひぬ。

とあり。當時は佛法最盛の際なれば、風土記にも守屋の所造たるを明言せずして、爲に種々の異説を生じたるならむ。高御位大神生石子大神は、後世他より遷し祀りしなるべし。

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

此は萬葉集生石村真人の歌也、孝謙紀天平勝寶二年正月十六日乙巳正六位上大石村主真人に外從五位下を授けたる記事を載せたり、此年は守屋滅亡後百六十五年風土記選進後四十年を経たり。按に守屋は此國開拓の神大汝少彦名命を鎮祭せむと欲してこの石を作りしなるべし。(増訂印南郡誌所引)

印南郡誌(私立印南郡教育會撰、明治三十九年三月刊)

石寶殿 (名勝) 郷社生石神社境内

三面斷崖を以て圍み中に石殿あり、池中に横はる、之を石寶殿とす。方三間半基底より棟に至る貳丈六尺、古色蒼然實に太古の遺跡なり。陸前鹽竈神社の鹽竈、日向霧島山の天逆鉾と共に我國の三奇と稱せられ、又播磨四箇名所の一なり。(名勝舊跡由緒の條)

郷社生石神社 阿彌陀村ノ内生石村

一祭神 少毘古那命

大穴牟遲命

一緣由 昔大穴牟遲神少名毘古那神天津神の勅を叙給ひて、國土經營の時、此所に假宮を造りしよし坐しけるに、二神譏り給ひて、一夜の内に石御殿を造り、其石屑を一里北なる高御位山に捨させ給ひぬ。然れども未造營了らずして夜明けたり、折しも天佐久賣より二神に今此山の麓に軍を起さむと謀れる阿賀神と云ふ神ありと奏せり。二神此言を聞食て麓の里に出座て神等を集へ給ひ、(其所を神詰と云今の神爪村是也)彼阿賀神を平げ終に天下を造營し給ひぬ。此二神は人は更なり牛馬の病をも療し、諸の災を攘はむ爲に禁厭治法を定め給ひき。この社は欽明天皇十三年正月申の日(一說崇神天皇十三年正月申の日)二神人告けて此所に社を造營して齋きまつらは幸あらむと神勅有りしにより、造營仕奉りて平津

莊伊保莊の鎮守と崇奉りしかば、其年より九月申の日を取て祭り仕ふることとなりぬ。

郷社生石社御旅所 阿彌陀村ノ内北池村

一祭神 高御位社少彥名命

一緣由 不詳 (神社緣起の條)

郷社生石神社

生石神社は崇神天皇十三年正月申の日(一說に欽明天皇十三年正月申の日)に靈意感應によりて造營し平津莊伊保莊邊の鎮守と崇め奉り、九月申の日に祭典を行ひ來りしが、孝德天皇白雉二年九月十九日勅願にて千石千貫を寄附し給ひしより、九月十九日を祭日と定む、又正月に御猿祭とて初申の日に祓あり、申三つあらば中申の日祭日とす。

毎年舊曆九月十八日生石村内當社御旅所より神輿二体幣、鼻高、獅子、太鼓、法螺貝、轆、弓、鐵砲、鉾、刀、神官、警固の役員等供奉して下道より本社に着し、神輿を神輿に遷し、前の行列にて上道を経て御旅所に渡御。

十九日は前日同様本社に遷御。

神式は氏子各村一箇村づゝ毎年交替にて當番村の男子奉仕す。

神輿練は本社廣庭同南門前、御旅所廣庭、生石村前祝詞場にて奉仕す。(祭祀の由來沿革の條)

皇典講究雜誌第四十八號(兵庫縣皇典講究分所撰大正元年八月刊)

石寶殿の研究

滑川友市

我國名所中奇なる處多きが中にも、人工的奇物として最學者の研究を要すべきは播州の石寶殿である。

石寶殿と稱する所我國に多くあるが、概ね石の辛櫃で、播磨のそれの如く巨大に又古代の奇物ではない。播州の寶殿は山陽線寶殿驛の西南十町餘の所印南郡生石村の山腹にあるので、一山岩山である所から方二丈許りの祠を横たへたような形に造り上げ、それを起し上げたならば、立派な石造の廟殿になるのを起し上げず横たへてあるような形をして居る、そして其の底も幾分か人工を加へてあつて、寶殿の四方に堀がある。丁度水上に石造の祠堂が横に浮いて居るやうに見ゆる。竿をさして見ると底から向ふまでさす事が出来る。その部分だけ人工を加へてある。

斯の様な奇妙なものを何の必要あつて、何に用ふるつもりで細工したものである歟、播磨名所巡覽するもの必杖を此所に曳いて其の奇を賞嘆する、この有名な我地方の一名所の由縁が分らぬのは、甚遺憾である。今少し寶殿の事を述べて諸賢の注意を促すものである。

研究すべき寶殿の緣起 この寶殿は今生石神社の神殿(又神殿と云ふてもよからう)とも云ふべきものになつて居る、神社の緣起には「昔大穴牟遲神少名毘古那神天津日神の勅を受け給ひて國造營座し時に此所にかり宮を造り、しはし座々し共に議り給ひて、石寶殿を造り、其石屑を一里北なる高御座山に捨させ給ひぬ。然るに未だ造營竟給はざる折しも、天佐久賣出來て、二神に告げて今此山の麓に軍起さむと謀れる阿賀神と云神ありと奏せり、二神此言を聞食て麓の里に出座て神等を集へ給ひ、阿賀神を平げ終る。天下を造營竟給ひぬ」とあつて、萬葉集第三にある生石村主の

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

の歌は此所であると云ふて居る、然しこの萬葉集の歌は石見國靜の窟であつて、此所でない事は既に學者に定説がある。生石神社の緣起は多分この萬葉集の歌によつたものであらう、大汝少彦名の御殿に造られた石寶殿はこの様な形のものでなく、靜の窟の様に立派な横穴でなければならぬ。萬葉集の靜窟が播磨の寶殿でないのは勿論、又神社の緣起に見ゆる如く大穴牟遲少名毘古那二神の造作と云ふことも無論信用出来ない。

風土記の大石 播磨風土記印南郡大國里の條に「池之原々南有石形如屋、長二丈廣一丈五尺高亦如之、名號曰大石、傳云、聖德王御世、弓削大連所造之石也」とある。この風土記に見ゆる大石

は今云ふ石寶殿なる事分明で、村を生石村と云ひ、社を又生石神社と云ふも即ち大石の義である。現今調べた寸尺は四方二丈一尺棟へ二丈六尺で風土記記文と大同小異である。

聖徳王の御世佛教が盛んに行はれ、攝津天王寺又播州には鶴林寺班鳩寺等の大伽藍が建築されたので、その反對に弓削連が此處に一大神殿を造つたものであらうといふ一説がある。風土記の記文から云ふと甚適合した説である、弓削連は姓氏録弓削宿禰神饒速日命の後と見え、天孫本紀十四世孫(尾興連子)物部守屋大連公亦曰弓削大連とあるに因つて守屋であることが推定される、すると此説は甚信すべきであるが、それ程佛教と戦ふて人民に敬神の心を養成しようとするならば、石寶殿等作るの、見戯に類する事で、今少し宏大な神社を諸國に經營して盛んに佛教と對戦しなければならぬが、然も工未成にして折捨て、置く等の事は守屋が對佛教の策としてあまり徹々たるやり方である、予は決して此説を信することが出来ぬ。

寶殿は殯殿の未成品也 坪井博士は早くも石寶殿を見て、家屋模造石棺の一種とし、八木考古學者は又壽藏の類ならんと説いて居る、これ最も予の意に近いものである。

今石寶殿の南に伊保莊と云ふ村がある、伊保山と云ふ山がある、昔は石寶殿附近一帯伊保山と稱したので播磨風土記に「大國里、此里有山、名曰伊保山、所以號者帶中日子命乎、座於神而息長帶

日女命率石作連來而、求讚伎國羽若石也、自彼度賜、來定御廬之時人來見顯曰美保山。又大日本史國郡志にも「伊保山、仲哀天皇を此處に殯す、伊保廬和訓通」と見て居る。

神功皇后仲哀天皇の殯を收めて、歸朝の時赤石に廣坂忍熊二王要して反亂すると聞かされ給ひ、即ち此處に殯宮を御作りになつて、一時此處に殯して戦はれた、何分忍熊王は難波建振熊等を將軍として居るので、戦何時濟むとも分らぬので、假に伊保山に殯し奉つり、此處に本殯殿を作り奉るべく工を急ぐ程に思ふたよりも戦早く平定したので、工半ばにして不用になつた、即ちこれが寶殿である。

試に生石神社の縁起大己貴少彦名を息長帶日賣命大石作連とし、かり宮を殯宮とし、惡神廣坂忍熊皇子とすれば、頗ぶる當を得た縁起となる。

此邊山一帯は岩山であるから、今も石工が住んで居る如く、昔も又石作連の住地で、石寶殿附近石棺等が多く山上にあるから見ても分明である。況して寶殿の工作は石作連が諸國に造れる石棺の細工と同じである、殯殿に就ての考証は事長くなるから、今はこれで筆を擱き以て諸賢の高評を俟つものである。

矢内正夫云、萬葉集の靜窟の歌は播磨の寶殿に非ずと、此説に見ゆれど僻説なる可し、風土記生

石大夫、上大夫、上野大夫の名並に大石の號、國內神名帳生石子大神の號、姓氏錄及坂上系譜大石村主の名に按すれば、真人は播磨國人にして、其歌は石寶殿を詠みたる者たるは毫も疑を容るべき餘地なし、本居豊顯大人も此宮の石柱に真人の古歌を題書せられある位なれば、今の國學者にて相疑ふ者は一人も無かるべし。偶々大人の曾祖宣長翁が百五十年前に石見國なりと見られしは單に他の古歌に考へて、播磨國に此村此窟此氏人あるが知れさりし謂はゞ寡聞の結果なりと見る可し。又風土記に神后が伊保山に御廬を作らんとして、石作連大來をして讃岐國羽若石を求めしめ、神后未だ其場所を定め給はざる時、大來參り着きて適地を見顯はしたりとあれども、正史に據れば此時天皇は筑紫樞日宮にて崩し、武内宿禰后命を奉じて無火殯殿を穴門豊浦宮に營みしこと明かなれば、伊保山の事頗疑はし、麿坂王は皇位を繼がむとして忍熊王と共に既に明石に御陵を營み給ひしこと史に明なれば、此御廬作り給へるも決く二王なるべし、それを土人は二王の遺業たるを忌みて、神后とし傳へ、風土記亦口碑を直書したるにてあらんか、而して御廬は今の伊保山上の磐船なるべし。若し寶殿を家屋形石棺の一種なりとすれば、亦明石御陵に用ゐる爲めに二王の作り給へるものならん乎。(矢内正夫氏の附記は増訂印南郡誌所收なり)

増訂印南郡誌(兵庫縣印南郡役所撰、大正五年十一月刊)

石の寶殿 生石村の後の山腹にあり、三面斷崖を以て圍まれたる中に石殿を置く石殿は大凡に社殿の形に作りたるを、入口を上にし西に倒せしもの、基底方三間半基底より棟まで四間半の大きさあり、四圍に水を湛へたれば一見池中に泛べるに似たり、古色蒼然實に太古の遺跡とす。陸前壙電神社の壙竈、日向霧島山の天逆針とともに我國の三奇と稱せられ、又播磨四箇名所の一とす。

名所見たけりや播州へござれ

石の寶殿曾根の松 [俚謠]

播磨國印南郡郷社生石神社由緒考証終

大正十一年四月廿五日印刷
大正十一年四月三十日發行

(非賣品)

兵庫縣印南郡東神吉村西井ノ口

發行者 伊藤萬治郎

兵庫縣印南郡曾根町二千百五十九番地

印刷者 黒田房次

兵庫縣印南郡曾根町二千百五十九番地

印刷所 黒田盛文堂

電話三二番

不許
複製

11
571

終

